

平成21年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成21年6月9日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総 務 部 長 (選挙管理委員会書記長)	前田 健司	市 民 部 長	橋 俊明
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	山中 重樹
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
政策調整部次長	中島 宗七	総 務 部 次 長	高田 一巳
市 民 部 次 長	川端 良雄	健康福祉部次長	佐敷 政紀
都市建設部次長	林 隆	環境経済部次長	山本 治一郎
教 育 部 次 長	田中 善広	企画財政課長	立入 孝次

総務課長 川端 弘一 広報秘書課長 寺田 実好

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二 事務局次長 井狩 重則
書記 三上 忠宏 書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第48号から議第52号
(野洲市税条例の一部を改正する条例 他4件)
質疑、常任委員会付託
- 第4 請願第3号 中学校卒業まで医療費の無料化を求める請願
常任委員会付託
- 第5 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

次に、平成20年度野洲市各会計決算の状況について市長より関係資料が提出され、お

手元に配付しましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第20番、原田薫君、第21番、田中栄太郎君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、議第48号から議第52号、野洲市税条例の一部を改正する条例他4件を一括議題といたします。

まず、各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されております。お手元の議案質疑一覧表のとおり発言を許します。

第3番、小菅六雄君。

○3番(小菅六雄君) おはようございます。それでは、議第52号市道路線の認定及び廃止について、1点質問を行います。

本議案は、野洲川右岸線の開通にあたりましての市道路線の認定及び廃止であります。これまでの吉川―乙窪までの間に加え、今回、乙窪から県道守山中主線までの間が開通になることから、市道として新たに認定を行うわけであります。

この道路は7月1日から供用開始となりますが、ご承知のように、自動車の通行量の増加に伴い、交通安全対策が求められます。この乙窪地先の交差点、あるいは県道守山中主線との交差点では、当然のこと、信号機の設置が必要と考えます。その点について見解を求めます。

また、この右岸線の開通にあたり、危険地域となると考えられるのが、1つは比江地先の赤子墓地への横断であります。この点では、これまで地元自治会からも安全対策を行うようにと要望が出されています。開通までに横断歩道の設置なり、安全対策を行うべきと考えますが、この際、見解をお聞きいたします。

以上です。

○議長(河野 司君) 都市建設部長。

○都市建設部長(山中重樹君) 皆さん、おはようございます。小菅議員の、市道路線の認定及び廃止についての議案質疑にお答えいたしたいと思っております。

市道野洲川右岸線につきましては、7月1日の供用開始に向け、現在、施工並びに関係

機関と調整を行っているところでございます。

ご質問いただいております乙窪地先の交差点及び県道守山中主線の交差点につきましても、供用開始により大幅に交通量がふえると予想しております。道路管理者であります市といたしましても、交通安全対策として、ご質問の交差点において公安委員会に交通信号機の設置を早期にさせていただくよう要望を行っているところでございます。

また、比江地先の赤子墓地への横断箇所につきましても、自治会長から、供用開始に向け横断歩道の設置、あるいは街灯の設置等を要望いただいております。去る5月20日に自治会長と共に守山警察署立会のもと、設置の有無を現場で判断いただいたところで、横断歩道の安全対策といたしまして路面表示、内容としましては、横断者注意ということの表示を設置するという事で協議が調ったところでございます。

なお、街路灯につきましては、今現在設置は考えておりませんので、どうぞよろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、回答でございます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 結論的には早期の安全対策を求めるわけではありますが、当然のこと、全線開通となれば大幅にふえるわけですね。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけども、一般論として、今回の市道に限らず、道路の新設、それなりにこれまでの現状の問題点なり課題なりを見た上で新たな道路の新設をするわけでありまして、しからば、その利用、通行量予想というのはあつての新設だと思うんですけど、その点、県道守山中主線、あそこそのものも通行量が多いわけではありますが、右岸線の開通により、どれぐらいを見込んでおられるのか。そもそも設置するにあたり、それなりの必要性、通行量が見込まれるからこそ設置されるわけでありまして、そこから辺、当初予想があるのかないのか、これを確認しておきたいと思います。

それと、早期設置が求められるわけではありますが、初めに言いました信号機、とりわけ、乙窪の部分と、それから県道守山中主線のところですけど、この間も見に行きましたが、確かに誠に危険だと思うんですね。守山中主線も、あの道そのものはカーブしていますし、見通しも悪いと思いますので。だから、供用開始までにはならないのかどうか。はっきり言って、聞くところによると、当面様子を見るということをお聞きしているのですが、危険箇所になるというのは必至の状況の中で、当面様子を見るというのはいかがなものかと思っているんですけどね。

もう一つ、その関係で、先ほどの答弁でも早期に設置等を求めていると言われましたが、通常、警察なり公安委員会なりに信号機の設置を、市として、各市町村もそうですけど、要望されるわけですけど、今回の右岸線との関係では、市としては、いわゆる設置の要望の優先順位があると思うんですけども、それは、ここの箇所についてはどのように位置づけられておられるのかどうか。他の場所との関係もありまして、それは言えないのかどうか。どの程度の緊急性を認識されているのかを改めてお聞きしたいという意味で今お聞きしたんですけども、その辺、今3点ほどお聞きしましたが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山中重樹君） 3点ほどご質問があったように思いますが、まず1点目、供用開始に伴いましてどれぐらいの交通量がそこに生じるのかというようなことの予測ということでございますが、正直申し上げまして、今現在、ここにどれだけの車が走るかという予測のデータは持っておりません。

2点目の信号機の設置について、供用開始までに設置するのかどうかということでございますが、先ほどご回答申し上げましたように、早期に設置していただくように要望しておるといってご理解をいただきたい、このように思います。

それから、3点目の信号機の優先度ということでございますが、何番目ということは控えさせていただきますけども、最優先の1つとして位置づけておりますので、ひとつよろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 繰り返しになりますが、本来道路を設置するのは、こういう目的、必要性、通行量が見込まれるからこそ新設がされるわけでありまして、それが全くわからないのでは、場合によっては、逆に巨額の市費、税金が無駄になるということも考えられますやん。だから、そういう意味で、わからないというのはいかかなものかなと私は思うんですけどね。

それを踏まえて、いずれにしろ、再三言っていますように、相当量の通行量になるというのは、当然これはこれで予想されるわけですね。そういう意味では、7月までそう時間はないわけでありまして、様子を見るというのはいかかなものかなと私は思っているんですけど、そこら辺、一定時期を区切って、早期に設置なり、改めて求めることができない

のかどうか、それをもう一度お願いしたいと思います。

それと、今回、乙窪から県道の間、この間少し見ましたが、やはり、先ほど言いましたように、たちまち横断がふえるのは比江の墓地かなと思うんですけど、あそこも県道守山中主線の近くですわね。近くですが、あそこも若干カーブしていて、あそこも飛ばす可能性もありますね。危険箇所でありますね、確かに。そういう意味では、地元との関係はお聞きしているんですけど、表示だけでいいのかどうか、今後、一步踏み込んで横断歩道の設置も今後検討の視野に入るのかどうか、これはどうなのか、道路表示だけで終わるのかどうか、それをちょっと確認しておきたいと思います。

それと、あそこ、今回は市道ですので、街灯なんかは市の範疇ですよ。当然、公安委員会は関係ありませんので、それは市の市政努力として、設置をやはり検討すべきだと思うんですけど、それももう一度聞いておきたいと思います。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山中重樹君） 小菅議員の再々質問にお答えしたいと思います。

様子を見るというのはいったいどんなことやということですが、ご存知のように、信号機につきましては公安委員会が設置いたしますので、こちらとしては、早期に付けていただくということの要望ということでご理解をいただきたいと思っておりますし、様子というか、状況というような部分で警察の方からもそういったご意見もお聞きしたのでそういうようなことを申し上げておるのであって、決してうちとしてそれを満足しているわけじゃなくて、できるだけ早く設置していただくように今後も要望していきたい、このように思っております。

横断がふえるという部分についての安全対策につきましては、横断歩道は今のところ設置しないと、このように警察との協議でなされておりますので、そのことについては、今言われておりましたように、地元の自治会さんの方にもご理解をいただいたと、このようなかで今現在あります。ただし、これも、やはりその辺の通行量のことでもございますので、その状況によってさらに要望をさせていただきたいなと思っておりますので、その辺もよろしくご理解をいただきます。

あと、周辺の自治会に対しましては、できるだけ横断等に注意していただくように、回覧板等によりまして注意を促していくということも考えております。

街灯の設置につきましても、先ほど申し上げましたように、現在のところ、設置の必要は今のところないと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 以上で通告による質疑は終結いたします。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ないようですので、これにて関連質疑は終結いたします。

ただいま議題となっております議第48号から議第52号については、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（河野 司君） 日程第4、請願第3号中学校卒業まで医療費の無料化を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり文教福祉常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

○議長（河野 司君） 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次発言を許します。

その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

質問にあたりましては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） おはようございます。5番、内田聡史です。2議会連続、図らずも抽せんにより1番の質問になってしまいました。よろしく願いいたします。

それでは、質問通告に従って質問させていただきます。

「開票事務の迅速化で経費節減を」ということで質問させていただきます。

昨年10月には野洲市長選挙が行われました。そして、本年10月11日告示、10月18日投開票で、市政をしいて2度目の野洲市議会議員選挙が行われるわけであります。その前には、9月で任期満了を迎える衆議院議員選挙が行われ、そして来年には知事選挙と参議院選挙が控えており、さらに再来年には滋賀県議会議員選挙と、ここ数年は1年に一、二回は選挙が行われる予定となっております。その選挙の開票事務を迅速かつ効果的に行い、コスト削減に取り組むことが行財政改革に結びつくものと考えます。

多くの自治体で「コンマ1秒運動」ということで、いかに正確で速く選挙開票事務を行うことができるかを研究・実践する流れがあります。その先駆けとなったのが平成18年の東京都の多摩市長選挙であります。この市長選挙において、わずか46分で開票終了となったことがきっかけとなり、開票事務の迅速化と効率化への取り組みが行われてきました。ちなみに、この選挙の候補者数は2名、有権者数が約11万5,000人、投票者数が約5万1,000人、開票に従事した職員数は240人だそうであります。ちなみに、隣接する府中市長選挙では開票時間が33分という記録があるそうです。これ以後、総務省選挙部の選挙特報に、開票についての迅速化に取り組むよう、事前の模擬開票、開票作業者の服装などの細かな内容にまで踏み込んだ通知が行われたと聞いております。

これまでは選挙の開票作業時間は、正確さを優先する余り、これくらいかかるものだという思い込みから、作業の迅速化、効率化に対する改善は余り行われてきませんでした。選挙開票事務の効率化を図ることは、超過勤務手当の削減だけでなく、翌日の通常勤務を控える職員の労務軽減にもつながります。本市の場合は財政的に非常に厳しい状態であるため、特に市長選挙や市議会議員選挙などで、市で経費を100%負担する選挙においては大変高額な支出が伴いますので、節約すべきところは節約し、見直していかなければならないと考えます。

公職選挙法第6条の第2項にある「選挙の結果を選挙人に対してすみやかに知らせなければならない」という規定、また、地方自治法第2条の第14項にある「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、第15項、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める」とあるように、選挙の開票作業においても、迅速で、効率性が求められているわけであります。

一言で開票事務作業を迅速化し、効率性を上げるように言っても、選挙の種類、候補者数、投票用紙の枚数、種類、立会人のチェック、疑問票のチェック等で、開票作業者の努力ではどうにもならないこともあるのは十分理解をいたしております。さらには、正確さと公平性を欠いてはならないというのが大原則であります。

先ほど、多摩市や府中市の例を挙げましたが、本市とはさまざまな部分で条件が異なるところがあると思います。本市の場合、読み取り機をさらにふやした方がいいのか、作業者をふやした方がいいのか、また逆に、減らした方が作業がしやすいのではないかな等の課題があると思います。その課題にどのように取り組んでおられるのか、選挙開票事務の迅

速化、効率化に対する所見をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（前田健司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、内田議員の「開票事務の迅速化で経費節減を」の一般質問にお答えさせていただきたいと思っております。選挙の開票事務に関するご質問でございますので、野洲市選挙管理委員会の書記長の立場としてお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

選挙の開票事務につきましては、言うまでもなく選挙事務の中でも最も重要で根幹となるものでございます。また、選挙管理委員会におきましては、選挙の結果を有権者に迅速かつ的確に発信することが重要な責務であると認識しております。

野洲市選挙管理委員会におきましては、平成17年度に投票用紙自動読み取り機を導入いたしまして、手作業よりも速く候補者別に票を仕分けすることが可能になると共に、会場のレイアウトにつきましても選挙ごとに工夫を重ねまして、開票の迅速化及び適正化に努めてまいりました。

ご質問の開票事務に係ります課題についてでございますが、本市の開票事務につきましては、従来から市役所本庁舎に隣接のコミュニティセンターやすの大ホールで行っております。この会場につきましては、開票場所としては若干狭いという課題がございますが、他の会場の使用を検討いたしました。例えば衆議院解散に伴う急な選挙におきましても会場の確保が比較的容易でありますことや、精密で重量物でございます投票用紙自動読み取り機など開票用事務機器の移動が容易でありますこと、そして、空調設備などが整っておりますことなどを総合的に考慮いたしました結果、この会場以上に開票事務に適した場所はございませんでした。

この会場での開票事務従事者の収容は100名程度が限界となっております。そうしたことで、毎回、従事者の選定にも苦慮しているところでございます。このため、常に効率的な事務作業スペースを確保するために、従事者全職員を対象といたしまして、事前に開票事務の説明会を開催いたしまして、あらかじめ職員一人ひとりが開票作業行程を十分把握し、また、的確かつ速やかに開票作業が遂行できるよう努めているところでございます。また、開票立会人によります点検の迅速化も開票時間の短縮に効果があると考えております。

今後におきましては、事前に開票立会人に対します研修・説明会等を行うことによりま

して改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの答弁で、立会人に対しての研修・説明会を行うということでありました。私も何度か選挙において立会人をさせていただきましたけれども、私の記憶では余り事前説明などはなく、チェックして判こを押していただければいいというだけで、今後は研修・説明会を行うと言っておられますのであれなんですけれども。やはり、職員さんではどうしようもない部分でありますけれど、知事選挙のときにおきましては、集合が、ちょっと忘れましたが、9時から開票されるということで、9時までに来ていただきたいということでしたけれど、本当のぎりぎりになってしか立会人さんが来られなくて、遅れておられれば、当然開票すべてに大きな影響を与えると。また、職員さんにおかれましても、一人ひとりが1分ずつ時間をロスしていきますと、大変大きなロスにつながっていきますので、開票事務に当たっている方々もしっかりとコスト意識を持ちながら開票に当たっていただきたいわけであります。

市政をしいてからの選挙の開票なんですけれども、当然、候補者数も、投票者数も違うので単純な比較はできませんし、また、市になってから同じ選挙を2回やったという今までの経験がございません。

事前に少し調べさせていただいた通知をご紹介しますが、平成16年の野洲市長選挙は無投票に終わりましたので開票事務のコストはかかっておりませんので、平成17年の衆議院選挙にかかった費用約2,634万円、そのうち人件費の割合が44.3%、約1,167万円、開票にかかった時間は3時間5分。

同じく平成17年に行われた合併後初の市議会議員選挙にかかった費用は約3,551万円、そのうち人件費は35.5%、約1,260万円であり、これは公費負担を含んだ金額でありまして、人件費を除くと30.08%、約1,068万円となります。なお、この市議会議員選挙にかかった開票時間は2時間10分。

平成18年度に知事選が行われましたが、これは申しわけないんですけど、数値を私は原課の方に聞くのを忘れておりまして、この数値が把握できていないわけですが。

次に、平成19年の参議院選挙、これは選挙区もありますし、比例の方も、党名を書いてもオーケー、候補者数を書いてもオーケーということで大変膨大な開票作業になったと

思うんですが、この選挙におきましては、費用が約2,330万円、人件費が54.8%で約1,277万円、開票にかかった時間は3時間50分となっております。

そして、昨年行われました市長選挙にかかった費用が約2,100万円、人件費が52.65%で、1,105万円です。こちらも公費負担の人件費があり、それを除きますと49.59%で、金額は約1,041万円となっています。この選挙の開票にかかった時間は1時間48分となっています。

また、投票事務については3万2,900円と一律の手当が付いており、開票に携わる人に対しては休日の時間外勤務手当で1時間当たり2,350円、午後10時以降になると、それが休日・深夜時間外勤務手当となり、2,650円となります。

いずれの選挙におきましても、選挙にかかる総費用の中での人件費の占める割合が非常に大きくなってきています。この人件費を削減させようということで、各地の自治体で開票事務の迅速化、コスト削減に対する取り組みが進められているわけであります。

開票事務作業者は、職員ではなく、アルバイトを雇い、人件費を抑制する、また、財政的に余裕のあるところは電子投票に切り替えたり、また、職員さんの出勤を代休で振り替えるなどの取り組み、また、横浜市では市長選を翌日の開票にし、通常業務時間での開票として、休日手当、深夜手当を抑制しているそうであります。ただ、この前の横浜市の翌日開票というのは、先ほども申しましたように、市民の皆さんに速やかに開票結果を知らせるということを怠っているのではないかと考えております。

また、いろいろな取り組みの中におきまして、広島県の三次市というところでは「選挙開票事務スピードアップ推進計画」というのを2007年3月に作成しておられまして、選挙開票事務スピードアッププロジェクトチームというのを庁内で編成されており、さまざまな課題について、いろんな視点で改善が見られるわけであります。

また、早稲田大学のマニフェスト研究所、これは元三重県知事の北川さんが所長になって進められているところでありますが、その試算によりますと、全国の自治体が約1時間選挙事務作業を短縮すると、直接経費で48億円の削減効果があると言われております。これは直接関係するものであって、間接的にかかわっている人の経費、また、光熱費、会場費などを入れると100億円以上の削減効果があるそうであります。

いずれにしても、本市には本市のやり方があり、特徴もあると思います。しかし、今までのように、選挙の開票にはこれぐらいの時間がかかるという思い込み、また、概念で取り組んでいますと、他の先進自治体に遅れをとっていくと考えます。今までのこうい

った概念を打ち払い、取り組んでいただきたいわけではありますが、人件費を含む選挙費用の削減について、具体的なお考えをお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（前田健司君） それでは、内田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

人件費の削減の取り組みについてということで、他市の取り組み事例等も紹介をさせていただきながら質問いただいたところでございます。

まず、市の選挙管理委員会におきましては、今まで開票事務の効率化を図るために、まず、平成17年、合併の翌年、自動読み取り機を3台導入いたしました。そしてまた、開票後の票の結束、これにつきましても、従来から50票を1束にしておりましたが、それも100束に結束するなどの工夫・改善をしまいいりました。それから、また、開票作業に当たる職員についても、その分担、役割につきましても、職員によっては複数の部署を担当するというようなことで、職員を極力最小限にとどめてきたと、そういうような工夫・改善もこなしてまいりました。そうしたことで、効率化、あるいはまた、省力化に努めてまいりまして、作業従事者の抑制にも努めてまいってきたところでございます。

そういったことで、今後におきましても、議員おっしゃいますように、開票事務の効率性、また、正確性、あるいは迅速性の観点からも、さらに工夫・改善をこらしてまいりたいというふうに考えておりますし、また、先ほども答弁申し上げましたとおり、開票立会人のチェックの流れというものも、これをするによりましてスムーズに時間短縮が図られ、これによりまして、また人件費の削減を図れるなどにも効果がございますので、できる限り今後もそうした人件費の抑制に向けての取り組みに努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） ただいまご答弁ありましたように、しっかりと取り組んでいただきたいわけではありますが、市議会議員選挙は100%持ち出し、そして、国の選挙におきますと、後から国からまたお金がもらえるわけではありますが、こんな言い方はあれですが、まずこれから衆議院選挙が行われるわけではありますが、そのときにもしっかりと課題を持ってやっていただきたい。そしてまた、その課題を解決しながら次の秋の市議会議員選挙に、しっかりと反省を生かして、最少で最大の効果を図っていただきたいわけでもあります。

ただいまは人件費の部分で質問させていただいたんですけど、選挙の総費用に係る人件費コストが一番大きなウェートを占めるもので、この削減、この人件費を抑制していくのも大変重要だと考えますが、人件費以外の公費の部分、選挙によりますと大体半分ずつあるんですけども、こういったものの削減、コストの削減は考えられないものかと思いません。

先日、兵庫県の尼崎市の方へ行ってまいりました。先週、選挙が行われたわけでありませんが、ここは面積は49平方キロメートル、人口で約46万人の市です。そして、定数が44名、立候補者数が59名の選挙だったのでありますが、その選挙を見に行ったんですけど、これは余りにもポスターの掲示板が多過ぎた感があります。49平方キロメートルで大体650カ所のポスターの掲示板がありました。野洲市で言うなれば、この市役所の前の通り、野洲小学校に掲示板1枚、市役所の前に1枚、セブンイレブンの前に1枚と、こういったものがあつたわけです。明らかにこれは無駄ではないかなと、その議員さんにも言っていたわけでありまして。野洲市の場合は、今のポスターの掲示板の枚数が多いのか少ないのか、また、適正なのかということ、いろいろあると思いますが、当然、このポスター掲示板も1カ所立てるのに、掲示板代、また、立てる人の人件費、場所によってはお礼なんかも経費がかかります。

また、他の公費で言いますと、立候補者のポスター代、選挙車の運転手の人件費、選挙車の燃料費代等々が公費負担で出ております。他府県では、ポスター代金の水増し請求、選挙車以外の車に入れた燃料費を合わせて公費請求するといった事件も起きており、この公費についても考えていかななくてはならないと考えます。

甲賀市においてはこの公費負担がないようにも聞いております。しかし、なくなれば、経済的に余裕のある人しか選挙に出られないといった弊害も出てきますので、十分な議論が必要だと考えます。

開票事務を迅速化し、効率的に進め、人件費を抑制する、そして、その他の公費で賄っている部分をさらに見直すことで少しでもコスト削減につなげ、最少の経費で最大の効果が得られるように努力していただきたいわけでありまして。

人件費以外の部分で公費の見直し、削減に対しての見解をお伺いいたします。

また、次期衆議院選挙、市議会議員選挙で具体的な目標設定などはできないものでありましょか。何時間以内で、何十万円のコスト削減を目標にするなどがありましたらお答えいただきたいと思えます。

同じような質問をインターネットで調べていますと、千葉県松戸市におきまして、選挙管理委員長の答弁だと思いますが、議会の場で、「次の選挙において30分短縮、48万円削減を目標とする」と答弁があったそうであり、結果は不達成であったそうであり、目標意識を持って行うこと自体は評価されるべきだと思っております。

また、野洲市の前の旧野洲町の時代に、あれは野洲町会議員の一番最後の選挙だったと思いますが、新聞にも出ましたように、私もそのときの現場におきまして、あの選挙はたしか夜中の1時半近くに確定だということで、なぜこんなに開票が遅かったんだということで、新聞にそのような不名誉な記事が載ったと思います。また、高島市では、選挙事務の効率化について、こんな開票などをやっているという、逆の新聞記事などが載っていたように記憶いたします。野洲は選挙の開票が遅いというイメージを持たれていますが、今後こういうことのないように進めていただきたいと思っております。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（前田健司君） それでは、内田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

2点ございましたが、まず1点目の公費負担の削減に向けての考え方でございますが、これにつきましては、現在、本市の単独の選挙におきましては、公費負担、国の基準どおり、ご紹介いただきました選挙運動用の自動車、あるいはまた、ポスターの作成につきましては、本市の「野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」が平成16年10月1日に施行されております。この条例に基づきまして公費で負担をしているところでございます。本来この制度の趣旨を考えると、選挙費用の一部を公費で負担することによりまして、個人の負担を軽減しまして、広く有権者の方々が政治に参画しやすいように配慮された制度であるというふうに考えております。

公費負担の削減のご質問でございますが、削減にあたっては、立候補者の制限にもつながるのではないかとということも考えられますので、現在のところ、国の基準どおりに公費負担をすべきものと考えております。したがって、現在のところは公費負担の削減については考えはございませんが、今後の検討課題であるというふうには考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、次の2点目のご質問で、今回の衆議院選挙での目標設定というものを設けてはどうかというようなご提案もいただきました。確かに、議員ご提案をいただいております。

す開票作業においての目標を持って臨むこと、こういう姿勢につきましましては大切なことであると認識をしておるところでございます。

そうしたことで、開票終了の時間目標につきましましては、業務の性格上、立てにくいものがございますので。先ほどご紹介いただきましたように、目標が不達成ということも考えられますので、そういうような性格上、立てにくいものがございますが、やはり目標ということで、前回の同一選挙の開票の終了時間というのを少しでも上回るよう、目標を立てる中で、さらに改善を加えながら、迅速に行っていく努力をしまいたいというふうに考えております。

また、従来から開票の開始時間を9時15分ということにさせていただいておりますが、これにつきましてももう少し早くできないかなというふうにも事務局の方で考えておまして、5分ないし10分早目に開票作業が開始できるよう、これにつきましても次回から検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほどもお答えいたしましたように、開票立会人における点検の迅速化、これにつきましても、十分に事前に説明会を開催いたしまして、開票時間の短縮にも効果がございますので、これについても努めてまいりたい。

以上のような対応を図る中で、今後につきましても開票作業の迅速化に努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第2号、第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 皆さん、おはようございます。6番、奥村治男でございます。私は2問について今回質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、市営住宅の管理代行制度の導入についてお伺いをいたします。

平成15年6月の地方自治法の一部改正によりまして、市営住宅の管理を含めた公の施設の管理について、「その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる」となっておりましたものが、「法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる」と改正されました。このように地方自治法が改正されたことによりまして、指定管理者としての指定を受けた民間業者でも、議会の議決を得て、公の施設の管理が可能となりました。民間事業者のノウハウを活用す

ることで、市営住宅の維持管理の促進、経費の削減、住民サービスの向上及び家賃収納率の向上等を図っていくことがぜひとも必要であると考えます。

つきましては、本市の市営住宅は、現在336戸ありますが、これらの維持管理業務等について、民間事業者に委託する管理代行制度を導入してはどうかと考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

2点目、分庁舎統合及び施設の廃止についてお伺いたします。

いかなる人々も自分の生まれ育ったふるさとが魅力があり、活力ある地域であることを望まぬ者はいません。活気があり、魅力ある地域をつくるためには、まず、魅力ある仕事・産業がなければならないと思います。

地域活性化の基盤は、まず、地域の自立に向けての条件整備であります。中堅地方都市の本市においても、少子高齢化の波に乗り、その格差が広がっているのが現状であります。

旧中主町と野洲町を振り返ってみますと、人が住む面積や世帯人口、つまり、人口密度は野洲は多いが、その人を支える耕地面積や農家戸数は平均値の実数であります。

しかし、産業・企業はボーダレス・エコノミーと言われる国際化の流れの中での地域産業は苦境に立ち、法人税収入が大幅に減少したことは十分承知をしております。こうした厳しい環境の中で、地域経営に責任を持つ自治体にとっては、新たな発想に立って総合的
地域振興、地域活性化の戦略構想は、分庁舎及び旧中主の施設はすべてが無駄で非効率であると一方的に決め付け、施設の軒並み廃止を打ち出し、旧中主の住民とのコンセンサスが
ないまま、マスコミを利用して、次々と新聞報道を行い、世論の誘導を図り、既成概念
をつくり上げるという市長のこの横暴的なやり方は、旧中主の住民は絶対に許すことは
できません。

分権化の時代、住民参加の再生が必要なとき、中央集権的行政に向かう改革に旧中主の
住民は不倶戴天の関係を思うのであります。

両町の合併により、周辺部は市民サービスの低下などで取り残されるという疑念は当初
からありましたが、合併協議会での約束事や、西河原・吉地地区の副都心計画にも大きな
影響が懸念されております。この点について、市長の見解と、その姿勢について伺うもの
であります。

以上2点についてよろしくお願いたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。

奥村治男議員のご質問のうち、２点目の、分庁舎統合及び施設の廃止についてのご質問にお答えをいたします。

活力と魅力あるふるさと、地域づくりへの奥村議員の熱い思いには私も全く同感であります。

まず、世論誘導を図り既成概念をつくり上げる横暴なやり方とのご指摘についてであります。市役所の庁舎問題につきましては、先の本年３月定例市議会での川口議員の一般質問に対しましてこのようにご答弁申し上げております。２庁舎方式は、ワンストップサービスの弊害になっていること、経済、雇用、教育関係の分野が分庁舎にあり、協議、意思決定の迅速化を欠いていること、庁舎の維持管理、公用車の台数などのコスト面、職員の管理等など効率の悪い体制であり、今後、市民の便宜と将来の野洲市の発展を考えると庁舎統合は必要とのお答えをしております。しかし、その後の委員会においては、何らのご議論もなく進んでおります。

一方、同じ３月の議会において、財政危機回避のために策定をお約束しました「(仮称)集中改革プラン(素案)」の基本的な考え方を取りまとめ、３月２６日に議員の皆様にご説明した上で、市のホームページでも公開しております。その中では、「なお、本庁舎・分庁舎の２庁舎方式については、市の業務運営や意思決定に関わって非効率である他、市民にとっても来訪先がわかりにくいことや転入出、土地利用などの一部の手続きで不便を来しているケースがあることから、その統合に向けて検討します」と提案しているところであります。

その後、議員の皆様には、４月の全員協議会において検討の中間報告として、「主な公共施設の見直しに関する検討状況」についてご報告を行い、同２５日には自治会長会で市内の全自治会長の皆様にご説明を行い、ご質問とご意見をお受けしたところであります。その後、市民の皆様にも広くお伝えすべく、同月末の定例記者会見で同様の資料をお示したところであります。報道各社がそれに基づいてそれぞれ独自に報道されたものであり、議員ご指摘のような事実は一切ございません。

次に、副都市拠点に関しましては、ご承知いただいておりますとおり、平成１９年３月に策定されました第１次野洲市総合計画の拠点整備方針におきまして、都市拠点と副都市拠点を位置づけ、前者につきましては、「ＪＲ野洲駅周辺地域は、市を代表する拠点として、行政機能、居住機能、商業機能などの高度化を進めます」とし、後者につきましては、「吉地・西河原地区の市街地は、市北部の中心となる副都市拠点と位置づけます。この一帯に

については、ゆとりと趣きを保ちつつ、多機能な拠点として発展を促すと共に、周辺に新市街地の拡大を進めます」とされており。このことは、当然、合併協定書において新市の事務所の位置については、現在の野洲町役場の位置とすると定められていることとも整合しております。確かに、同協定書には、新市の組織及び機構の整備の考え方においては「現野洲町役場を本庁舎、現中主町役場を分庁舎として両庁舎の有効活用を図る」とされており。しかし、その5項目の具体的な整備方針におきましては、地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構や簡素で効率的な組織・機構といった、まさに今回プランでの、市民サービス機能の充実して、本庁舎機能を統合するといったねらいのところと符合することが厳しく規定されているところであります。

さて、現在分庁舎のある西河原・吉地地区においては、良質な住宅が立ち並び、金融機関や商業店舗も充実した機能の高い市街地が形成されており、本市の副都市拠点として既に重要な位置づけを担っている地域と考えております。

また、新たな市街地の形成を促進するため、課題となっております特定保留地につきましては、速やかに地域住民が意思決定され、その実現に向けて取り組まれることを期待しており、市としても必要な支援をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、合併後4年半余り、旧中主町の住民とか、許す許さないといった議論を超えて、この危機の時代、議員及び市民の皆様方と情報を共有化し、真摯に話し合いを重ね、元気な野洲の実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

これをもって答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山中重樹君） それでは、奥村議員の1点目の、市営住宅の管理代行制度の導入についてのご質問にお答えいたします。

市営住宅の管理方法につきましては、直営以外に、公営住宅法に基づきます管理代行制度と地方自治法による指定管理者制度の運用が認められており、管理代行制度は地方公共団体及び地方住宅供給公社への委託が管理の特例として可能であります。また、従来の管理委託制度にかわりまして指定管理者制度が創設されまして、公の施設の一部管理を行うことが可能となりました。このことから、本市におきましても平成17年7月に「指定管理者制度の導入に係る事務処理方針」に沿って検討がなされまして、公の施設の管理について、一部の施設で指定管理者制度の導入を実施されたところであります。

その中で、公営住宅におきましては、平成16年3月31日付の国土交通省住宅局長からの「公営住宅の管理と指定管理者制度について」の通達を受けまして、具体的な業務内容等を検討いたしました。市営住宅自体が低所得者対策としての政策性が強く、民間事業者による適正管理の検証が不確定であるということなどから、他の実施状況を見ながら検討していくということで、見送られた経緯がございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、民間のノウハウによる維持管理の促進、経費削減、住民サービスの向上、さらに、家賃収納率の向上等を図ることは大切なことだと考えております。

今回、指定管理者制度によります委託費用を、他府県で実績がございます民間業者2社に概算見積もりを依頼したところ、そのうち、事務費を含む最低見積もり額であります約1,500万円（内修繕費除く）の業者において、当該制度を導入した場合、市として減額が想定される予算額は、市職員人件費等で約800万円でした。したがって、1,500万円と800万円を差し引きしますと、約700万円程度の市負担増という結果になりました。

このようなことから、指定管者理制度による民間業者への外部委託は、決して安価にならないということから、本市での公営住宅管理に関しまして、採用することは、今現在は適当ではないと、このように判断しておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目に質問いたしました市営住宅の管理代行制度の導入について、ただいま都市建設部長から答弁をいただきましたが、指定管理者制度が創設され、民間事業者でも公の施設の管理が可能となっておりますので、今回、市営住宅の管理代行制度の導入について伺ったわけでありましたが、ただいまの答弁で、民間業者から概算見積もりをとられた結果、市の負担増になるということがわかりました。これは仕方ないことだと思います。

ただ、今回、市営住宅の管理代行制度の導入についてお願いしたわけですが、本市では、平成18年4月1日から平成22年3月1日までの4年間に期限をいたしまして指定管理者制度に移行した野洲文化ホール他関係施設について、最初の指定管理期間が、来春、満了を迎えるわけですが、十分これらを検証された上、一般公募による競争入札を行

った上、財政状況が大変厳しい折ですので、民間の活力を生かした管理を実施すべきであると考えます。

これら民間業者は地域に密着した業務を実施しておりますので、地域の経済振興、雇用促進を図る観点からも、民間指定管理者制度を積極的に活用することは大きな意義があるかと考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

次に、分庁舎の統合及び施設の廃止についての再質問をさせていただきます。これは6点についてお伺いします。

財政悪化を理由に分庁舎の統合や、図書館中主分館の廃止、B & Gプールの閉鎖、歴史民俗博物館の常設展展示廃止等をすれば年間の維持管理費が削減できると言っておられますが、このような計算は誰でもできます。職員はもっと知恵を出し、汗をかけば、他の方法でも財源の確保はできるのではないのでしょうか。市長の見解を求めたいと思います。

2つ目、2町の合併協議会では、先ほど市長が言われましたが、この合併協議会の記録では、新市の庁舎については、当分の間建設することなく、2町それぞれの庁舎の有効を図ると共に、多様な行政サービスに対応し、役所の機能を分担するという観点から、野洲町役場を本庁舎、中主町役場を分庁舎とすることについて合併協議会では十分協議し、合意されたものであります。今に至って分庁舎を本庁舎に統合するとは、旧中主住民に対する裏切り行為であり、絶対に許されません。この統合案は白紙撤回すべきであると思いますが、所見を伺いたいと思います。

3つ目は、豊積の里にある野洲図書館中主分館では、20年度の実績で見ますと、年間6,881人が利用しており、1カ月平均573人であります。貸し出した本の冊数は3万603冊、1カ月2,550冊の本が貸し出されています。これだけの利用者があるのに、なぜ廃止するのか。小学生の子どもがいるお母さんたちは、「今の場所にあるから子どもも自転車で図書館へ行かせているが、野洲となると、遠くて、不便で、危険で、到底やることができない、どうして廃止するのか」と怒りをあらわにされています。市長はそれでも廃止に踏み切るのか伺いたいと思います。

また、B & Gの施設は、20年度の実績では、7万7,564人が利用されております。そのうち、B & Gのプールだけを見ますと、7月から9月までの3カ月間で3,504名が利用されております。これは、幼児プールから成人の25メートルプールを持っておりまして、夏休みの間は非常に多くの人利用されております。これも閉鎖するとは、旧中主の住民の税金でつくり上げたこれらの施設を次々と廃止・閉鎖するとは、住民感情

としては到底看過することができません。これらの計画は取り消すべきであり、所見を求めたいと思います。

4つ目、野洲市は銅鐸のまちとして知られており、歴史民俗博物館には多くの銅鐸が展示され、また、野洲市が誇る滋賀県指定無形文化財保持者・杉田静山氏の作品も多く、野洲市唯一のシンボリック存在の博物館でもあります。昨年は1万1,833人が入館されております。その上、昨年はリニューアルオープンしたばかりであるこの博物館を、常設展示を廃止して、埋蔵文化財の保管庫として使用するとはもってのほかであります。文化の衰退も甚だしく、野洲市の恥であります。再考する必要があると思いますが、所見をお伺いしたいと思います。

5点目、合併協議会では、副都心計画は行政機能、商業機能を備える他、複合施設である豊積の里総合センターを中核施設として、文化、福祉、情報機能の強化を図ると決められております。こういった新市のまちづくり計画、これは各世帯に配られたものですが、この中にも地図も入ってしっかり書かれております。この分庁舎の統合・施設の廃止を次々としていけば、まちは衰退していき、商工業者の方々にも大きな影響が出てまいります。市長は、副都心として位置づけられているまちづくりをどのように今後進めていかれるお考えか伺いたいと思います。

6点目、新聞報道によりますと、市民から、2庁舎方式はワンストップサービスの弊害になると言っているとの指摘が寄せられているとのことですが、これまでこのような指摘が市役所に現実に何件寄せられているのか伺いたいと思います。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時11分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

○都市建設部長（山中重樹君） 公営住宅に関しましてのご質問につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、再質問の部分につきまして、ご質問ありまして、私が答える範囲ではございませんのであれですが、今後、検証しながら、必要な都度、対応してまいりたいと、このように思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 奥村議員の6点の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の財政悪化との絡みでありますけれども、今回の集中改革プランにつきましては、開会日に申し上げましたように、財政危機というのと、これまでの体質改善とっております高コスト体質を改めようということでございます。

ただ、なぜ急いでいるかといいますと、これも従来から申し上げていますように、今年度、昨年度より10億円削減して予算を組ませていただいております。本当に今年度で基金が底をつきます。具体的に言いますと、予納金をまだ返すということもありますし、そういったことからしますと、本当に基金が底をつく。来年度はもう10億円予算を組まざるを得ないということです。

一般的には野洲市が豊かと思われていますけれども、本当に10億円削って市民サービスをどこまで提供できるかということから考えますと、これも既に申し上げていることですけれども、60万円の収入の一般の方のお風呂に2,000万円をかける、施設を更新しないとだめなので、改修・建設費を考えますと、別に1,000万円オーダーのお金が必要。だから、そういったものについてはここ2年間辛抱下さいという提案でございます。

今、職員にも大胆な期末・勤勉手当を今のプランの中で出しておりまして、2割から3割、いわゆるボーナスカットを今、組合に話しかけております。永遠というわけじゃなくて、2年お願いしたいと。

その一連の中で、例えば博物館ですとこれこれということございまして、今、1点目は、他に財源確保をということですが、そんな簡単に財源確保を得られるのであれば、既にやられていると思います。税収の確保というのは、自治体、政府もそうですけれども、一番正道でありまして、今、税収が落ち込んでいる、じゃ、その中で税収を上げるとなると、固定資産税を上げるとか、あるいはいろんな負担金を上げるということですが、それは避けたいと思っています。そうすると、無駄などいいますか、余裕のある部分のサービスについてということでございます。恐らく奥村議員の場合は滞納をもっと厳しく取り立ててとおっしゃっていますけれども、野洲市の徴収状況は他市と比べて比率は高い方だと思っています。当然まだまだ努力をいたしますけれども、そういったことで10億円新たに生み出すということは不可能でございますので、一定期間、こういう形であることをお願いしているところであります。

それと、分庁舎、本庁舎の統合を白紙撤回ということですが、まだ決めているわけではございませんでして、これは10億円生み出す、あるいは体質改善の効率的な行政を

進めるにあたってはこういう案がございますということを出しているわけでございまして、案を撤回せよというのは、これはちょっと信じがたい発言でして、まさに言論の自由にかかわることではないかと。議会でまさにご議論していただくのであって、今、撤回という言葉を書きましたけど、びっくりいたしました。ぜひ議会で大いに議論していただきたいというふうに思っております。

それと、図書館の分館につきましては、これも子どもさんのいろんなものを本当に削るかどうかが。福祉・医療を私は最大限維持したいと思っております。それで考えると本当にお金がないわけですから、それであれば、例えば2年間図書館を、あるいはコミセンのところで図書スペースをとるか、こういったことで考えているわけでありまして、野洲の図書館が遠いとおっしゃるのであれば、それは、野洲の他の地域からしましても、例えば南櫻からしても決して近いとは言えません、旧の中主地区よりは近いかもわかりませんが。

そういったことで、これにつきましても時限的な措置で何とかということ、現在のところも、素案の段階では予算査定と一緒に、原課請求、総務部長査定、そして私の最終的な判断ということで、これは責任を逃れるという意味じゃなしに、いわゆる事務レベルの案を出しておりますけれども、ここで明らかにさせていただきますけれども、図書館については現在のところは閉館しないで何とかさせていただきたいというふうに考えております。

それと、B&Gにつきましても、あのプール、確かに夏場は使っておられるんですけども、学校のプールもあります、他の施設もあります。あの施設は、1人1年間、人を張り付けるという約束をしております、それだけでも人件費等を入れますと、あのためのかなりの経費がかかっております。専任を置くという約束になっております。それと、老朽化している、他の施設で代替できるということで、これも俎上に上げさせていただきますので、中身をご覧ください、利用状況と施設を見ていただいてまたご判断いただければ結構かなというふうに思います。

それと、博物館につきましても同じことで、私は正倉院型で春季展・秋季展で2年ほどしのいでいただきたいということを考えております。調査研究、保管活動は全く変えません。生きた博物館のままです。ただ、夏の暑いとき、あるいは冬の寒いときまでエアコンを回して、お金を使って、来館者もないのに開けておくべきなのか。やはり、1年間の一番いい期間に市民を無料で、本来、博物館法では無料になっております、図書館と一緒に。それなのに、市民の方からもお金をいただいているので、先般も聞いていますと、家族連

れで来られて、何か大人だけは外で待っておられたとか、そんな例も館長から聞きました。できるだけ市民の方は家族そろって、本来の博物館法の趣旨にのっとった施設として、季節型で2年間は運用していきたいということです。

それと、ホールを保管庫にというのは1つの可能性で、六条等の施設が老朽化している。一時的に箱物で入れようということですが、それもどちらがいいかということで、現時点ではホールはむしろコミセンのホールのように、博物館の稼働率は低いので、一般的にも活用するという前提であのホールについては残させていただこうというふうに考えております。

それと、副都市拠点なんですけど、いつも何か奥村議員は「副都心、副都心」とおっしゃるんですけど、副都心というと普通は行政の機関がある場所なんですけど、「副都市」というふうにはっきりうたわれております。これはやはり都市的な機能で、私が冒頭申し上げましたように、いわゆる都市のにぎわい、都市の活性化をもたらす地域ということで想定されておりまして、本当に人が立ち並ぶたい焼き店ができたのはあの周辺ですし、そういったことで結構にぎわいはできてきていると思いますので、特定保留地の開発も含めて将来構想をきちっと描かせていただいて、発展をさせていただきたいというふうに思っております。

現在出しておりますのは素案の考え方ということですので、ぜひ皆さん方からのご意見を伺いながらよりよいものにしていきたいと思っておりますので、何か決め付けた案というふうにご理解いただかないで。昔はどうも密かに案を練って、決め付けていきなり出して押し切ったということがどうもあったみたいですが、今のやり方は、皆さん方にたたき台をお示しして選択いただくというやり方ですので、白紙撤回とか、許す、許さないという議論ではなくて、中身の議論を豊かにしていただくようお願いいたしまして、再質問への答弁とさせていただきます。

どうぞご審議よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） ただいま市長から答弁いただきましたが、これに関しまして再々質問をさせていただきます。

市長は、ただいまの答弁の中で、この財源の厳しい中、10億円の財源確保はそう簡単にはできないということを今申されました。この財源が厳しいという中での集中改革プランの策定であります。この点から、次の7点について再々質問をいたします。

施設の閉鎖や廃止等をしないと財政が厳しい、厳しいと言っておられますが、職員にはその危機感がありません。大不況の中、大企業でも正社員がリストラされている現在、市の職員はリストラされることもなく、親方日の丸でぬるま湯にどっぷりつかり、危機感が全然見られない。また、本市の定員適正化計画では、平成18年から22年までの5年間で36名の職員を減らすことになっておりますが、社会情勢に大きな変化がある場合は見直すことになっております。市民サービスの窓口は除き、間接部門はもっと少数精鋭化して、職員を減らしていくべきと考えます。今の計画は見直す時期に来ているのではないかと思います、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目は、神戸市は昔から商売が上手で、「株式会社神戸市」と言われるぐらいであります。本市も財政の厳しい中、市の財源になることを考えるべきであり、私は、平成19年3月議会で蓮池の里グラウンドゴルフ場の市外利用者の有料化について質問をいたしました。答弁では、19年度中に有料化の検討を行うとの答弁でしたが、今現在、何もされておられません。

20年度の利用者数を見ますと、2万7,072人がこの蓮池の里グラウンドゴルフ場を利用されております。このうち、市外から来られた利用者は約1万4,000人と推定されます。日野川にありますグラウンドゴルフ場では、市外の人には1人当たり年会費1,000円を徴収しておられます。1万4,000人が市外から利用されているわけですから、1,000円徴収すれば年間1,400万円の収入源となるわけでありまして。有料化について早急に検討を行うべきと考えますが、所見を伺いたいと思います。

3番目は、財政難の折、市有地で現在遊休地となっている11カ所の土地3万3,199平方メートルについては、一般競争入札により売却の上、市の財源に充てるべく手続を進める必要があると考えます。特に、あやめ浜湖岸沿いの2万4,000平方メートルについては、毎年150万円の除草代がかかっております。これらの土地を早く処分して、出費をとめるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

4番目、納税推進室の皆さんは大変頑張っておられておりますが、19年度の実績では、滞納額は、市民税、固定資産税等の滞納が2億2,912万4,000円、国保税が2億2,346万1,000円で、合計4億5,258万5,000円が滞納となっております。この20年度の決算も間もなく出るとは思いますが、さらにこの滞納がふえることが予想されております。

納税推進室の皆さんは大変頑張っておられますが、こういった滞納処理について、この

際、市の他の部署からも応援チームを出し、税の徴収に当たるべきと考えますが、所見を伺いたいと思います。

この野洲市では、13市の中で非常に頑張ってもらっていておまして、個人市民税、法人税の収納率は13市の中で1番であります。純固定資産税が2番、その他の税は1番、総合しますと、国保を除きまして13市の中で1番のランキングということで、収納率も97.2%と高い率で大変頑張ってもらっていますが、にもかかわらず、まだこれだけの滞納がありますので、この財源が厳しい中、税の徴収により一層力を入れるべきであると思いますので、所見を伺いたいと思います。

5番目、学校給食費の滞納が、昨年9月議会で質問しましたが、313万円、保育園、幼稚園、学童保育所の保育料滞納額が1,948万2,000円、合計2,261万2,000円の滞納となっております。給食費の滞納につきましては、年度内に裁判所への法的手続をとる。保育料についても、財産調査を実施し、貯預金の差し押さえ等の法的手続をとるとの答弁でありましたが、今現在、何もされておられません。財政が厳しい中、本当にやる気があるのか。危機管理意識が欠如しているのではないかと思います。悪質滞納者から見れば、単なる口先だけのおどしにすぎない、このように見られても仕方ないと思います。どう対応していくのか、お伺いしたいと思います。

6番目、昨年6月議会で公用車の一括管理方式の導入と減車対策について質問いたしましたところ、検討するとの答弁でありましたが、現在進んでいません。公用車97台の年間維持管理費、3,050万9,000円がかかっているわけですが、減車計画について伺いたいと思います。

草津市の橋川市長は、黒塗りの市長車は廃止して、競売されました。職員が使用しているハイブリッド車を利用されています。財政が厳しい中、山仲市長自ら範を示すべきであり、草津市長のように、市長専用車はこの際廃止して売却する考えはあるのか、お伺いしたいと思います。これにつきましては、昨年1年間の月別使用実績、運転日誌があると思いますので、後で資料配付をお願いしたいと思います。

それと、最後、7番目は、法定外公共物の里道・水路について18年3月の議会で質問いたしましたが、これらは、国から17年4月に自治体に移管されております。この現状を見てみますと、市有地に隣接した里道あるいは水路で機能を果たしていないものは、自分の敷地に取り込んで使っておられるところが数多く見受けられます。こういったことは、やはり職員が出向いて行って、公図に基づいてきちっとした申請手続をとって払い下げを

して買い上げてもらう必要があるかと思えます。これは前市長のときにも何度か言いました。山仲市長にも申し上げましたが、まだ手がつけられておりません。

こういった財政の厳しい中、10億円の財源確保については、今申し上げましたこのようなことも早急に進めれば財源の確保につながると思えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（河野 司君） 奥村治男君に申し上げたいと思えますけれども、質問通告外の意見がたくさんございましたので、それは注意しておきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、答弁。市長。

○市長（山仲善彰君） 奥村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まさに今、議長がご指摘いただきましたように、今回提案していますのは集中改革プランでして、すべての行政事務全般にわたるものではございません。ただ、事務費の削減につきましては、事務事業すべて洗い直してやっておりますけれども。ですから、今たくさんいただきましたけど、そこまでは集中改革プランでは及べないと思っております。ただ、そういう前提で、ご質問いただきましたことに順次お答えをさせていただきます。

職員数の問題、あるいは職員の危機感の問題ですけれども、当然、野洲市は豊かで、合併以降もたくさんの施設ができています。現在、いろんな職員と話していても、「そんなことだったのか」というふうにびっくりしております。

一番わかりやすい例が、物事は何でもそうですけど、使用前、使用后というのと同じことで、合併前になくて、合併後にできた施設・サービスを拾い上げました。皆さん方ご存知のように、それがいい施策か、悪い施策かは別ですが、デジタル防災無線、そして、コミュニティセンター2つ、あるいは、障がい者の人たちの体育館、じゅんかんバスの増便といえますか、路線をふやしています。あるいは、地域安全センター、協働推進センター、どれもが大体1,000万円ぐらい、ものによっては2,000万円、3,000万円の増加です。

ここに来て税収が減っていますけれども、職員から見たら当然です。先般も職員と話していたら、「私たちはそんなこと責任ありません」と、まさにそういうことです。本当に基金が底をつく、それと、いわゆる水面下で必要になっている、さっき申し上げました経常的な支出、そういったことをトータルに、誰もがと言うと語弊がありますがけれども、見てこなかったのではないかなど。ですから、当然、職員には危機感はないと思っております。

あえて申し上げますと、奥村議員がいつも民間感覚で、経営感覚でやれとおっしゃって

おります。経営感覚でやるのであれば、やはり、本社と支社は分かれてもよろしいけども、本社を割って効率的な経営ができるかという、これはできません。でも、本社を割って今仕事をしております。こういうところで済んでいるということ自体も危機感のない話です。

今回の5月20日のインフルエンザのときも、すぐに何回も職員を集めました。部長を集めて協議をする。車で直接走れば10分ですけど、待ち時間等を入れますと、やはり片道30分かかります。そしてまた、もとへ戻って課長に指示をする。こういうことの繰り返しで、のんびりしているわけですね。だから、危機感というのは日々の仕事の中で出てくるものかと思っております。

あと、職員数につきましては、これは前回は答弁いたしましたけど、仕事量に見合わないで職員の削減を一方的にやっています。ですから、私が見る限りでは、本当は正職員は足りないのではないかというふうに思っています。保育園、幼稚園等を全部見ましたけども、本当に紙一重です。正規の職員さんが1つの年齢を受け持っているだけで、あとは嘱託さん、臨職さんです。本当にひどい状態です。これは減らし過ぎなんです。

あと、他の事務事業でもそうです。窓口現業部門と政策形成部門を分けるというのは、指定管理者制度を入れたときの制度の見解でしたけども、自治体の仕事というのは、一番最先端、片仮名になりますけど、フロントと政策形成が一体になっています。ですから、政府みたいに政策形成だけは東京・霞が関でやって、あとはというのと全然違います。これは、私は一番感心したのは、固有名詞ですけど、宅急便のヤマトの会社の社長が「政策形成は配達人がやるんだ」と言っていましたけども、まさに自治体の仕事というのはそういうものでして、今、現業部門とおっしゃいましたけども、現業の人から返ってくる情報が政策形成に生かされる、あるいは現業の職員が政策を練るという形できめ細かい市民サービスをすべきだと思っておりますので。現時点で見ますと、定数は予定を割っております。ですから、ましてやこれをもっと減らしたら、逆に市民サービスに支障を来すのではないかと。それよりは、さっき申しあげましたように、建物を建てて、必要になっている電気代、ガス代を削減する方が好ましいかなと思っております。

もう一つ例を申し上げますと、長くなりますけど、給食センターも立ち上がったときには正規職員をもっとふやさないとだめなのに、正規職員をふやさないで、旧の中主町と旧の野洲町の職員さんをあわせた正職員でやっています。本来ですと、あの設計でいくと正職員さんをふやさないといけない。ですから、今うまく稼働していない。だから、どうし

ようかと今思っていますけど、本来、地域の素材で手づくりで子どもさんたちに給食を食べていただく、これはいいんですけども、そのためのバックヤード、仕込み場所がきちっとしていないわけですね。ですから、そういう観点から持ってやらないとだめですので、長くなりましたが、職員についてはそういうことで、にわかには減らすということは考えていません。

あと、神戸市につきましては、神戸市の評価というのは、恐縮ですけど、「株式会社神戸市」のあり方というのは、阪神大震災のときに評価が出ております。やはり、日ごろから市民のことを考えて、地域の安全を守ると。株式会社どこことと言って自慢して済むものではないということでございます。

蓮池の里については私も検討しましたが、1,000万の収入がとても上がるとは思いません。もう一度ご意見を踏まえて検討いたしますが、現時点では有料化によってコストが見合うというものではないというふうに思っております。

あと、あやめ浜につきましては、これは前の合併以前からある土地でして、これについては慎重に扱うべきかと。草刈り代がどうのこうのという議論では済まない問題かというふうに思っております。

税の徴収につきましては、お褒めいただいているように、組織を挙げて、職員を挙げて頑張ってくれております。今年度も県の調整で広域的な取り組みで湖南で職員を動かしながら、今、一段の効果的な取り組みをしておりますし、それを見ていただきたいと思いません。

ただ、他の職員を応援にというのは、これは税務の知識も必要ですから、まさに、議員おっしゃるように、民間感覚からしますと、福祉をやっている人がいきなり税金をとりに行って、その分で人件費を払う、これはコストが悪いと思います。何か応援というと地域の運動会みたいな感じですけど、そんな簡単に税金の応援はできないと思いますから、そういうことからすると、現時点で広域的にやっているのを一度進めて、専門的な観点からの徴収事務。やはり、徴収に関しては、今もおっしゃいましたように、差し押さえすとか、どこに債権があるとか、そういった専門知識が必要ですので、単に応援で済むものではないというふうに思っております。

あと、給食費の滞納につきましては、これは前から申し上げていますように、状況を見ながら厳しく対応をしていきたいと考えております。

あと、公用車につきましては、私もすぐに廃止をしようと思いましたが、売却とい

うわけにいかなくて、あれはリースになっております。ですから、市長車が全くないというわけにいかないの、今、使い方は職員も一緒に乗るように最大限やっております。すぐに廃止した方が得なのか、ハイブリッドに変えた方がいいのか検討してまいりましたけれども、逆に実質コストが高いということですので、現在見送っております。いろいろご意見をいただいておりますけれども。

ただ、現在の集中改革プランの中では、職員全体が乗れる車に変えてコストも落とそうということで検討しております、それは既にお示しさせていただこうとしている中に入っておりますのでございます。

あと、里道・水路につきましても、いろいろ過去の経緯がございますけれども、責任を持って適正に対応を進めていきたいというふうに思っております。

以上、奥村議員の再々質問にお答えをさせていただきました。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質問にあたりましては、通告書に基づきましてよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に、通告第3号、第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。3点の質問をさせていただきます。市長は大分熱くなっている感じがしますので、まずは癒していただくような質問からしたいと思います。

1点目、里親制度への市の取り組みについて質問させていただきます。

一昔前まではびっくりしていたような家庭内、あるいは親子関係の事件とか、最近はそれが日常的に起こるような、そんな報道がなされておりました、余り驚かなくなったというのが、私も含め多くの方がそんな思いじゃないかなと思います。

そんな世相を反映してか、親がいても家庭がなく、家族、親の役割を果たす人がいない、そんな子どもがふえているようでございます。こうした子どもたちが親がわりの里親のもとで家庭環境を提供され、温かい愛情を受けて育つための支援制度として里親制度というのがあります。

昨年、児童福祉法が一部改正されまして、里親制度も改定をされたわけですが、この改定は、里親の拡充を図るということ、それを意図して改定したわけですが、実際

には里親の登録数は伸び悩んでいると聞きます。

滋賀県中央子ども家庭相談センターの報告では、昨年度末の県内里親登録数が185組、この里親に委託されている子どもの数は約80名ですが、実際にセンターで保護している子どもの数はその10倍近くになるそうでございます。800人ぐらいそういう対象の子どもがいるのに、80人ぐらいしか里親の恩恵を受けていないという、そういう数字でございます。

そんな中で、野洲市内の里親の登録は4組で、これも研修だとかそういうのが義務化されたということで、実際にはまだ2組は経過というんですか、保留中という、そんなことでございますが。そして、実際に養育里親として子どもを受け入れておられるのは野洲市内で1組だけでございます。この野洲市の実数は県内の他の市町、あるいは湖南4市と比べても決して多くない。少ない、そういう実情であります。

こうした実情を踏まえて、里親拡充のため、市としてどういう取り組みをされているのかを質問したいと思います。

それと、2点目ですが、太陽光発電支援制度の見直しについて質問します。

市長のマニフェストやそのロードマップには、太陽光発電の普及が明記されています。「太陽光発電補助を改良発展し、高断熱・高機能のエコハウスの普及を進める補助や税制上の支援制度を検討し、実施」と書いています。今年度で制度の見直し、試行、そして、新たな制度検討をし、22年度、来年度で制度化、実施と書いてあるわけです。

野洲市の過去の流れを見ますと、平成13年にキロワット当たり6万円の補助金でした。年間618万円の補助金を出していたわけですが、年々その単価が減額をされまして、4万円、3万円、1万円となりまして、19年度からキロワット当たり5,000円となっています。1件当たりの平均の補助額も平成13年には21万円だったものが、20年度では1万6,000円代に落ち込んでおります。

去年度、20年度では、170キロワットの普及目標に対しまして102キロワットの実績、29件で48万円の補助、予算86万円が上がっておりましたが、半分が消化不良という、そういうところがございますし、21年度、今年度ですが、700キロワット、22年度1,093キロワットの目標が掲げられておりますが、今年の実績102キロワットからしまして、700キロワットあるいは1,093キロワットというのはかなり無理がある数字だなという感じがします。

市として、制度をどういうふうに見直しをして、どういう方向に持っていかうとするの

か。国もキロワット7万円の補助金を付けて、普及を加速しようとしているわけですが、市として補助金単価を過去のレベルに戻す考えはないのかを質問します。

それと、もう一点、市内に、野洲駅の北口に大手企業が国内最大級の太陽光発電のセル工場を間もなく稼働させようとしておるわけですが、その企業とタイアップするような制度の検討をしてはどうか、また、それには先月の29日に国の補正予算が成立しまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのができました。その活用はできないものかということもあわせて質問したいと思います。

それと、3点目ですが、先ほどの奥村議員と関連するといえば関連するわけですが、分庁舎廃止などのマスコミ対応についてを質問します。

集中改革プランの素案の検討状況の報告というのが新聞報道され、あたかも市の決定事項のような印象を一般市民に与えました。理屈はともかく、そういうイメージを市民に与えたということは間違いないと思います。特に分庁舎の廃止については、旧中主の市民にとってはかなり衝撃的な報道でありました。

素案にもなっていない、我々がもらったのも素案の検討状況の報告というわけですから、その素案にもなっていない時期にこういう報道がなされること、議会で何ら議論もしていない時期にこういうやり方で新聞に報道されることは非常に遺憾であり、大きな問題だと思います。一般市民というのは、新聞に書いてありますと、それはそうなると考える人の方が圧倒的に多いのは間違いないと思います。

集中改革プランの中身の議論は、その素案がテーブルにのってからの話でございますが、この野洲市議会は野洲市の最高の意思決定機関であります。条例、予算、重要な契約、すべて議会が決定をして、その決定趣旨を踏まえて市長・行政が適切に実行しているかどうか、それをチェックするというのが議会の役割であります。そういう二元代表制の本質を十分理解した上でマスコミ対応するべきではないのか、あるいはなかったのかということ質問したいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の、まず里親制度への市の取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

私も個人的に県の里親会の幹部と年来の友人として、いかに滋賀県でもっと制度充実を図るかということで、いつも相談を受けておりますので、頭を冷やすというよりは、心を

和ますというご質問をありがとうございます。

まさにご指摘のように、今日の社会経済状況の中では、里親制度の充実の重要性は一層増していると考えております。そこで、国でも昨年12月に児童福祉法の一部改正を行い、本年4月より、里親制度の充実を図るため、里親手当を、従来の3万4,000円を7万2,000円にという大幅な引き上げや、里親研修の義務化などの改正が行われたところでもあります。

県内での里親を必要とする子どもの数は、近年の社会背景により年々増加しているものの、里親登録数は伸び悩んでいる状況であります。また、本市においても、ご指摘のように、平成13年度から現在まで里親登録は4組みと、増加していない状況であります。その内訳としては、養育里親が1名、親族里親が2名、養子里親が1名であります。このことから、親のもとで養育されることが困難な子どもが温かい愛情の中で育っていけるよう、里親がふえていく必要があると考えております。

県下の状況では、本年4月現在、185名の里親登録がありますが、里親の質の確保を目的とした国の制度改正により、里親の研修制度が導入されたことから、養育里親及び専門里親を合わせて70組にとどまり、認定を保留されている里親が62組おられることから、今後、養育里親不足も懸念されるところであります。また、全国では3万人の子どもが児童養護施設に委託されており、多くの子どもたちが家庭的な里親での養育が望まれているところであります。

このことから、本市としましては、これまでに増して里親登録拡充のため、民生委員、児童委員の方への協力を求めると共に、市民への周知を図ってまいります。また、本市には里親会が発足できていない状況にあることから、安心して里親としての役割を担っていただけるよう、里親家庭の支援制度の充実にも努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目の分庁舎廃止などのマスコミ対応についてのご質問にお答えをいたします。

まず、マスコミも含め議会及び市民の皆さんへの情報提供の経緯につきましては、先に奥村治男議員のご質問にお答えいたしましたとおり、本年3月定例会市議会の一般質問での答弁、その後の委員会、また、3月26日の「(仮称)集中改革プラン(素案)」の基本的な考え方の議員の皆様へのご説明と市のホームページでの公表、さらには、4月の全員協議会における中間報告と、同25日の自治会長会での説明、そして、同月末の定例記者会見での説明という慎重な手続を踏んできたところであります。

議員ご指摘のとおり、地方自治は議員と首長がそれぞれ共に住民から直接選挙で選ばれるという二元代表制のもとで成り立っております。地方自治法に定めるとおり、議会は条例の制定または改廃、予算の議決などの権限を有しておられ、執行機関である首長は提案権を有しております。首長だけで決めることができないことは、当然市民もお知りいただいているところであります。一方、首長としましては、よりよい提案をするためには、市民の皆様方に対して最大限情報を提供し、意見をお聞きして、案を調整すべきものと考えております。このように、今回の一連のことは、まさに二元代表制の本旨に沿ったものだと考えております。

いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたとおり、合併後4年半余り、旧中主町の住民とかいった議論を超えて、この危機の時代、議員及び市民の皆様方と情報を共有化し、真摯に話し合いを重ね、元気な野洲の実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますことをお願いいたします。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、私の方から、第2点目の太陽光発電支援制度の見直しについてをお答えさせていただきます。

まず、制度の見直しについてであります。現在の太陽光発電の設置のみを対象とした事業から、住宅のエネルギー利用の効率化を図り、環境負荷低減効果をより高めるため、太陽光発電の設置と共に、省エネルギー性能を有する住宅を普及させるための制度に改正する方向で検討しておるところでございます。

具体的には、一定の断熱性能を持つ住宅に太陽光発電設備を設置される場合を補助対象とする他、高効率給湯器や雨水貯留施設などの導入に対しても補助対象とする方向で検討しております。質問では、22年度の制度化ということでご質問をいただいておりますが、できるだけ今年度の下半期ということで、前倒しいたしまして制度の改正を予定しておるところでございます。改正には、補助額の見直しも行う予定をいたしてございます。将来的には、電気自動車や、あるいは家庭用の燃料電池システム等の普及を促進させることも必要であると考えておるところでございます。

なお、質問にもございましたが、平成22年度の太陽光発電の普及目標の達成でございますが、これについてはかなり難しい状況にあるというところでございます。今後予定しております太陽光発電補助の制度改正によりまして、住宅のエネルギー効率が向上する

省エネ住宅を普及させることで環境負荷の低減を図ってまいりたいと考えております。

次に、地元企業とのタイアップ制度の検討であります。まず、例えば、電力事業者等が大規模に再生可能エネルギーを利用する1万キロワット級の太陽光発電を設置する事業の導入の可能性を探ったところでございますが、電力事業者の意向も含め、諸条件が整わないということで、計画には至らなかったという状況でございます。

また、宅地開発に伴います省エネ住宅を普及させる制度ということについて、今、検討もしております。このような取り組みにおきまして、地元企業との連携の方法など、可能性も今後探ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の太陽光発電など再生可能エネルギーの有効利用を図る施策の一環として検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、国の21年度補正予算におけます地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用についてでございますが、当交付金の地球温暖化対策に関する事業の他に、地域グリーンニューディール基金創設というのもございます。地球温暖化対策に係る事業もございまして、省エネ住宅普及事業に最も有効に活用できる方法につきまして、今後検討した上で実施したいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） ありがとうございます。それでは、11時半ごろを目処にやりたいと思いますので、再質問をさせていただきます。

まず里親で、市長が今の里親の会の責任者の方と親しいということで、割と中身のある答弁をされたわけですが、その中で、市独自の支援策の充実という話があったように思いますが、それで、具体的に何かありましたら教えていただきたいです。

私がこの質問をするきっかけになりましたのは、野洲市の1組の里親というのが、恐らくまだ50歳に行っていないであろう、うちの隣在所の若い人でして、本人は高校生から小学生まで4人の子どもがいるのですが、またそこに1人、小学校5年生だと思いますが、そういう世話をされているという、そんな方で、野洲市にはそういう仲間もいないし、もっと市の広報にでもPRして、そういうようなことを啓蒙してほしいなという、そんな話がありまして、その辺からの質問だったわけですが、その辺、市の広報で周知するという答弁はいただいたわけですが、独自の支援策についてありましたらお願いしたいと思います。

それと、2点目ですが、たしか今1キロ、過去の実績を見ますと、野洲市で補助金が付いているやつを単純に計算しますと、1つの施設、件数で大体3.5キロか、それぐらいの工事に対する補助金みたいですが、今現在、大体1キロ60万ぐらい設置費用がかかると思います。ざっと200万ぐらいですよ。

そんなところで、今、200万かかって、1万5,000円、6,000円の補助金という、そんなところですが、たまたま国のそういう大きな7万円という補助金がありますから、最近はちょっと上向きという、そんな感じじゃないかなと思っています。

補助金そのものは国のそういう制度で数がふえるのは非常に結構なことなんです、一方、目線を変えますと、野洲市内にそういう設置をする業者というのは何社ぐらいあるのか。例えば、市がそういう補助事業をするのは、普通、5,000円なら5,000円でもいいですが、5,000円。こういう市の施行業者にしてもらおうとキロワット当たり1万5,000円あげますよだとか、そういうような、金額は大したことなくても、やっぱりそういう業者なり、そういうのが、「ああ、市も応援してくれているんだな」という、そういうイメージを持ってもらえるような施策というのは、金額というよりも、そういうイメージというのは非常に大きいんじゃないかなという感じがします。

その辺のこと、何社ぐらい業者があって、その辺の考えはどうなのかをお聞きしたいと思います。

それと、日本最大級の太陽光の、いわゆる京セラがもうすぐやるわけですが、例えば京セラのそういうソーラーのパネルを使うと1万円上乗せしますよだとか、京セラから後でどんだけかバックをもらってでもそういうことをするのが、大企業がうまくいけば野洲市の税収に非常に大きなメリットがあるわけですから、そういうことができないのかなという、その辺も質問したいと思います。

昔、旧野洲町のときは、野洲町の役場の中はすべてパソコンはIBMだったそうですが、そういうような、行政も市役所もそういうふうに取り組んでいますよという、そうしてもらえよう演出であってでもいいわけですから、そういうのがやっぱりその企業とうまくやっていける、いつまでも、どこかの会社の工場が廃止になるときは、やっぱり野洲とは仲がいいから野洲はのけておこうとか、そうしてもらえようような施策が必要じゃないかなと思いますが、その辺について質問をしたいと思います。

それと、3点目ですが、分庁舎の件です。

市長は当然そういう答えになると思っていましたが、先ほど来、奥村議員の答弁と、私

の答弁も一部そうですが、聞かせていただきますと、この議会に始まったことじゃないわけですが、市長は去年の11月から就任されて、過去の前任者の施策がまるっきりだめだ、何でこんなことをしていたんだろうというようにもとれるような発言があちこちで、いろんな機会に出てきました。事実、理論的に言えばそれは間違いでないかもわからない。でも、一般的に言いますと、そういうような印象を持つような、そういう感じを受けるような発言が多い。

前の市長がしてきたことというのは、すべて勝手にしてきたことじゃありません。先ほどの二元代表制の話じゃないですが、すべて議会の予算なり、契約なり、議会で決定されたわけですから。ということは、今までの市長は何をしておったんだということになると、前の去年の10月までの議員は何をしてたかということとイコールなんですよね、これは。私ども議会議員の責任になるわけですよ。だから、その辺について、当然、この24人の議員を前にして市長はダイレクトにそういう発言は遠慮されて、されていないのかもわかりませんが、その辺のことをどう思われているのかなという質問をしたいと思います。

再質問は以上でございます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の再質問にお答えをいたします。

里親の制度につきましては、独自とは言っていませんでして、制度の充実ということで、現在、里親制度の課題は一部先進的に取り組んでいる、都道府県レベルでは始まっているところがありますが、課題は、里親を支えるいろんなきめ細かい仕組みです。今もおっしゃいましたように、里親になっておられる方は、子育てをしておられる、あるいは終えられておられるので、子どもさんを受け入れて、育てられるというふうに通常は思われていますし、当然なんですけど、やはり自分の子どもさんではない、あるいはいろんな状況の中でお預かりする子どもさんということから、通常想定されないいろんな問題が生じています。ですけれども、これは通常の家という前提になっていまして、生活保護世帯でもない、あるいは父子・母子家庭でもないということから、そういったきめ細かな措置制度がされていません。ですけれども、自分の子どもさんを育てるのは違う状況だという中で、いろんな相談ですとか、あるいは、今もおっしゃいましたように、里親同士での情報交換、これは今、福祉の世界で流行っていますピアカウンセリングと言われてはいますけども、当事者同士だからできる相談、そういったものがあります。ですから、一番いいのは、里親会があって常に情報交換、あるいは悩み相談ができるということですし、行政の方もいろ

んなきめ細かい相談ができるという、そういったことが必要なので。また、市としては、従来、関心がございませんでしたので、これから、今議論を始めているばかりですので、にわかにはいきませんが、そういった観点から取り組みをさせていただきたいと思っています。

それと、もともと太陽光発電も、私にいただいたご質問ですので、細かいことは部長の方からお答えいたしますけれども、太陽光発電の普及には2つ課題があります。1つは、日本の場合は、初期投資に支援をしてきていましたけれども、今世界的に成功しているのは、ドイツに始まって、今一番トップを走っているのはスペインとイタリアです。どういふことかといいますと、ご存知のように、初期投資ではなして、電気の買い上げ、今、既になじみの言葉になっていると思いますけど、フィードインタリフという形で、十分もとがとれる、電気料金でもとがとれるという制度に移行しています。日本も制度変更をするという予定になっておりますので、やはり地域レベルで初期投資の支援というのも必要ですけれども、それよりは、安定して20年間でもとがとれる、あるいはそれが10年間でもとがとれるということがはっきり担保されるということだと思っています。今、アメリカも、もともと太陽光発電が始まったのはアメリカなんですけども、ようやく気づき出して、今の政権ではいわゆるフィードインタリフをするかしないかという議論がありますので、市としての支援も必要ですけれども、やはり国レベルで電気の買い取り制が普及することが1つ課題かと思っています。

それと、あと、立地企業への個別の支援というのは必要ではあるのですが、これはやはりいろいろ課題があります。できるだけ企業城下町にならないような形で、いい意味でビジネスとしての取引、やりとりをしたいと思っていますし、現に京セラの幹部と話していても、やはり地域がよくなるのが社員が居つきやすいということですので、単に製品を購入するというよりは、もう少し幅広い観点からの協力関係が重要かなというふうに考えております。

それと、過去の政策への評価につきましては、私の場合、余り、いわゆる偏見、予断はないと思っています。ただ、客観的に今の財政状況を考えますと、このまま進んでいいのかということから申し上げているわけでありまして、全く過去のことへの何らかの偏見はないと思っています。

それと、選挙のことは恐縮ですけれども、発想の転換とかチェンジと言っておられた方は私以外の方でありまして、今ご質問の方も含めまして、変革を唱えていただいた中にお

られたのではないかなというふうに思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、田中議員の再質問にお答えをしたいと思いません。

今、市長から答弁のあった部分については省かせていただきますが、まず、実施状況はどうかということ、何社あるのかというような質問が1点ございました。それと、市内業者の優遇措置と申しますか、そういう観点でのご質問もありましたので、その2点についてお答えを申し上げたいと思えます。

まず、実施状況でございます。申しわけないんですけど、18年度以降に限って申し上げたいと思えます。18年度以降におけます当補助事業の利用におきまして設置されました太陽光発電システムは105件でございます。平成18年度では46件、19年度16件、20年度29件、そして、21年度の6月4日現在でございますが、14件ということで、計105件システムの設置をいただいたということで、そのうち市内事業者で施工されましたのは7件で、1社のみでございます。そういうことで、実施状況ということでお答えをさせていただきました。

続きまして、市内業者の優遇措置と申しますか、今後の進め方もありますけども、今、市長からもパネルの増産をするという面でのことはお答えいただきましたけども、実は、当然これは設備ですので、建築等にもかかわるといこともございますので、市内の状況も確認をする必要もございまして、それと、将来の事業所の参画ということも必要になってきますので、それで経済が回っていくということが言えますので。実は、事業者のアンケート調査も実施をしていきたいということで、野洲市の商工会の建設部会等を通じまして情報の収集を行って、今後の対応の仕方と申しますか、そういうことも検討していきたいというふうに思っております。

最初にお答えをいたしましたとおり、新たな制度では住宅の断熱工事、あるいは高効率の給湯器ということも言っておりますので、そういうことから、市内の建設部会員さんとも、情報の収集、あるいは懇談等によりまして、今後の進め方と申しますか、そういうことについて議論をしていきたい。そして、対応策を練っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） ありがとうございます。

それでは、3点目についてだけ再々質問をしたいと思います。

ここ半年余り、市長のいろんな議会での答弁なり、あるいはいろんな場面の話なり、考え方を聞く機会がありました。どちらかといいますと、前の市長はアナログ的な雰囲気がありました。今の市長は、はっきり言うとデジタル的な、そういう答弁でありますし、考え方もそんなようでございます。

質問ですが、地方自治法第244条の2第2項、重要な施設の廃止だとかそういうのについては特別制限がありますよね。地方自治法第244条の2第2項では、「普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない」、いわゆる特別議決の決まりがあるわけですが、市の条例を見ても、その重要なという、3分の2の賛成が必要なものというのは、学校、幼稚園、保育所、上下水道事業施設、公共下水道事業施設、そして、農業集落排水処理施設、一般廃棄物処理施設の7点ということになっているんですね。他、僕も勉強不足で調べられなかったのかもわかりません。少なくとも分庁舎あたりは、農業集落排水処理施設を廃止するよりももっと重要なことだと思うわけですが、これが条例に載っていないのは何でかなと思って、この辺はどうなっているのか。先ほどのこういう決議をするときは、その辺は必要ないのか、もしこれが庁舎というのが当たり前で、こんなものは載っていないのか、その辺のことが全く私自身が勉強不足でわからないんです。

ただ、昭和49年、いわゆる今の中主町の分庁舎へ旧の庁舎から移転したとき、今、滋賀銀行中主支店のあの場所から移転したときには、特別議決で大いにもめたという、そういうのを先輩議員からつい最近も聞かされたので、その辺がどうなのかというのを聞きしたいと思います。

もちろん、10億円を捻出するためということではいろんなことがあります。行政サービスは効率だけではわかり知れない、それ以外の要素も含まれて判断しないところも多分にあると思います。そんなことで、現状では、私自身は分庁舎の廃止については賛成しかねますけども、まず、特別議決が必要ではないのかという質問、それと、条例にないから特別議決が必要ないというのであれば、これはこの条例がおかしいんじゃないかなと私

は思うんですが、その辺についての見解を聞きたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、施設につきましては、今ご指摘の施設は、住民生活の基本にかかわる教育、衛生等の施設でございまして、庁舎はそれには入っていないと理解しておりますが、具体的には総務部長の方からお答えをいたします。考え方を私で今述べています。

それと、奥村議員のところで申し上げましたように、合併協定の中では、いわゆる法人登記と同じことで、主たる事務所。主たるとは書いていませんが、事務所は旧の野洲町役場に置くというふうに協定書で定められております。そして、その後策定されました、これも先ほど引用しましたけれども、平成19年3月、18年度の第1次野洲市総合計画の中でもはっきりと、行政機能は野洲の方、そして、副都市拠点につきましては、ゆとりと趣を保ちつつ、多機能な拠点として発展を促すと共にということ、むしろ、先ほどご指摘がありましたように、私は全く過去の経緯を尊重した上でご提案をさせていただいてるつもりをしております。

それと、ちなみに、6月1日付で全国に配られています「地方行政」という時事通信の新聞がございましてけれども、巻頭言を求められて書きました。いつも新しいものばかりつくって行って、古いものを見捨てていく、こういうやり方を変えていかないとだめで、施設も成長する、制度も成長する、そういう観点から、私としては行政を取り組みたいというふうに思っております。

私も、今、はっきりと反対というご表明をいただいて、デジタルでありがたいと思うんですけども、まさに田中議員のデジタルの対応は尊重しますけれども、これから皆さん方のいろんなそういうご意見を伺いながらやっていこうと思っております、やはり2,000万程度の削減、あるいは、本当に責任を持って市政を運営しようと思っております、今の分庁舎では機能しないと思っております。意思決定の迅速さ、あるいは職員の監督、これは経営者として、これはまた前のことになってはいけませんけど、普通だったら、悩むんだろうと思うんですね。私なんか毎日悩んでいます。早く経済問題をしゃべりたいと思っても、靴の裏から足をかくようなもので、すごく時間がかかります。出かけていけません。呼んで来てもらえません。これで責任を持ってこれからの市政を運営せよと言われたら、「じゃ、保留をつけさせていただきます」と。ですから、そこをご理解いただくのであれば、何も私は強引に分庁舎の統合というのは好き好んでやるつもりはございませんので、

ぜひ積極的なご議論は大歓迎ですので、市民の皆さん方も含めてご議論いただいた上で方向を決めさせていただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 田中議員の再々質問の中で、分庁舎の扱いについては、地方自治法上での特別議決が必要でないかというようなご質問をいただいたと思いますが、現在、先ほども学校なり、保育所なり、公民館、こうしたものにつきましては、市の条例の中で、「野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例」の規定がございまして、この中では、先ほど議員おっしゃっていただいた関係する公共施設が該当するものでございまして、こういう場合につきましては、今の議決、この規定の第3条によりまして、議会においての3分の2以上の同意を得なければならないという規定がございまして、庁舎の関係につきましては、地方自治法上から規定外ということとなっておりますので、そうしたことで、庁舎、分庁舎の扱いにつきましては、ご承知のように、合併協定書の中で、特にその中での分庁舎の扱いにつきましては、組織・機構の取り扱いの中でその定めがされておりますので、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第4号、第7番、西本俊吉君。

○7番（西本俊吉君） 7番、西本俊吉でございます。大分時期も暑くなってきました。そういうところで、クールビズでおりましても、何か体が渴いてくるような感じ、ただいまお水を一献いただきまして、これから質問に入らせていただきます。

本題に入りますまでに、今日午前中の質問をこの議席で聞いておりまして、私自身、そんなふうに見られているのかなという思いで、いささか胸が締めつけられる思いがありました。それは、私も過去40年間、同じ地方自治体であります旧中主町役場につかえております。その職場に入る何年か前には、一部上場企業の日本で最大の企業に勤めて、そこで18歳から正職員になってきました。その勤労者を、清われて中主町に就職したわけですけれども、そして、何が私にとって大事か、プロフェッショナルとして一生懸命自分なりに考え、行動してきた40年間を、何か、今とてもじゃないけれども、聞き捨てならんような感覚さえ覚える親方日の丸論とか、あんなものを展開されて、職員の勤労意欲が増すのか、何のためにそんな言い方をするんだというような憤りを感じている。このことをまず申し上げておきます。

さて、今回、私は、大きく分けて2つの課題について質問します。

まず、第1点目は、米、農政にかかわる問題でございますが、米の生産と地産地消にかかわる農業政策につきまして伺います。

今、国の政策としては、国の方針としては、政府は、米の生産と消費バランスを維持し、また、米価の急激な下落を防ぐために、これらを目的とした米の生産調整を今年度も実施しています。そこで、緑豊かな田園都市でありますこの野洲市におきまして、国が求めてきた調整枠、それは私の調査によりますと、実に全体面積の、または重量に対してのパーセンテージか、ちょっとそここのところは私はわかりませんが、27.54%という指導がなされてきているように思います。実に4分の1以上の生産調整配分であります。

この生産調整という、いわばつくりたくても国の農政方針に基づき作付けできない、そういう状態に置かれている水田に対して、どのように生産調整を市の行政として指導してきておられるのか。その今日までの経過と、そして、市が現在把握しておられる結果について、一定のデータに基づきお答えいただきたいと思います。

さらに、一般農家並びに認定農業者を含む集落営農組合等と、枠外で耕作されている特定農業法人等との関係が市内各地域でどのような形としてあらわれてきているのか、その辺についてもあわせてご答弁していただきたいと思います。

さらに、視点を変えますけれども、昨年、一般予算化されて、学校給食センターに地産地消を進行するという、そして、子どもたちに地域の米をという目的もあわせて設置となっておりました精米機導入が現在まだ完成を見ておりません。中止されたのか、中断されているか、その辺のところの基本的な行政の心というものをもう少し図りづらいところがあるんですけども、部局的に言いますと、教育委員会から環境経済部の方でこの精米機導入について地産地消をさらに拡大するという方向でご検討いただいているようでございますので、その現在での経過、それについてお尋ねしたいと思います。

次に、子育て支援、保育行政に関して質問します。

先の3月議会の代表質問の場において、私は、今年度4月当初の市内保育園の入園申し込みを伺いました。そのときは、定員835名に対して838名で、ほぼ定員とみなして全員を受け入れられる体制にあるというふうにご答弁いただいております。とするならば、4月で定員でいっぱいであれば、以後年度途中でどうしても預かってほしい、そういうものに対する対応が厳しいと思います。5月以後の受け入れ、原則的にはその施設での退園者が出ない限り、定員枠内での受け入れができないという状況です。

先日、私は市内の企業でお働きの勤労者、会社員の方々との話し合いを持つ機会がありました。こういう言い方は私は決してしたくないんですけども、100年に1度とかいうような表現の中で不景気をあおるようなマスコミ報道等があります。しかしながら、やっぱり地域力で何とかみんなが頑張っていかなあかん、そういう形は基本的に持っているんですけども、若手の会社にお勤めの方、会社からいただく給与等が実質目減りしていると。今日まで在家庭で、子育て支援、我が子を育ててきた家庭においても、やっぱり、生活のために投資しているローンとか、いろいろな面での生計費が大きいのしかかってきている。共働きをしたいということで、保育園に預けたくてもなかなか「はい、そうですか」と預かってもらえるような状況にはなっていない、こんな声も私はこの耳で聞いております。

前回の答弁では、保育園の耐震化または改築のときに定員数をふやす検討をしているとの答弁が出ておりました。しかし、今、そんな悠長なときではないと思います。もっともっと具体的に喫緊の課題として、やはりこの子育て支援、保育園に対するニーズに応えるべき時期ではないかと思います。そういう意味から、私は具体的に、もう835名の定員枠は常時とっていいほどクリアできているんだから、あとは、もう一つ施設の増園、そういうものも含んだ対応が真に求められるのではないかという考えに立ち、今回、このことに関してのご質問を提起申し上げ、答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、西本議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の生産調整に関する今年度の指導経過と現状についてでございます。

農業者ですとか、あるいは農業者団体の主体的な需給システムへ移行されてございまして、情報提供を行いまして、生産調整方針作成者が米の生産数量ですとか、面積の換算値の配分を行うことというふうになってございます。

経過といたしましては、昨年12月に、今年度21年産米の需要量に関する情報がございまして、これを市の水田農業推進協議会に通知をして、その同協議会より、生産調整方

針作成者、J A等に情報通知をしているというところがございます。そして、1月に生産調整面積につきまして、各集落の農業組合及び特定農業法人に提供してございます。その数量は、先ほど議員からも話がありましたけれども、米の作付け率は72.46%、生産調整面積が27.54%、面積的には593ヘクタールでございますけれども、作付け面積に応じて配分をしてございます。現在の状況は、水稲共済の細目書の異動申告の締め切りを受けまして、今、集計作業を行っているというところでございます。

なお、20年の実績につきましては、農家の方々のご協力によりまして、米の作付け面積が1,527ヘクタール、パーセンテージ的には70.86%、生産調整は628ヘクタール、29.14%でございます。野洲市の生産調整の目標面積というのが588ヘクタールでございます。27.27%を上回ることでございます。

次に、2点目の精米機設置への取り組み状況ということでございますけれども、現在、導入に向けまして、関係団体や企業とも協議をしてきているところでございます。しかし、納入価格ですとか、あるいは確保すべき数量などによりまして、すぐに実施に移すには困難な課題が出てきております。これにつきましては、地域の生産米を地域で消費するという、いわゆる地産地消のコンセプトを大前提にいたしまして、精米から販売に至るまでのシステム構築を模索させていただきながら、より投資効果のある、投資効果が高い導入方法ですとか規模等を、市民ですとか生産者、企業、行政の協働で練り上げてまいりまして、これらの課題に対応してまいりたいと考えておす。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（佐敷政紀君） 西本議員の2点目の保育施設の増設についてのご質問についてお答えいたします。

本年6月1日現在の保育所入所児童数は、定員835名に対しまして863名を受け入れており、保育の必要度に応じて家庭の状況を調査し、毎月、随時入所していただいておりますが、6月初日現在の入所待ちの児童数は30人となっております。

保育所の入所申し込みは前年の10月上旬に実施し、入所基準を判定し、保育所と調整を図りながら次年度の入所人数を確定しております。各保育所では4月までに必要な人数の保育士を確保したり、必要に応じ施設を改修し、受け入れの準備を整えております。したがって、1月末入所決定後の年度途中の申し込みについては、保育士など施設に余裕のある範囲内での受け入れとなるため、すぐに希望の保育所に入所していただくことはでき

ません。

その結果、現在、入所待ちの児童は3歳未満児が26人、3歳以上児が4人となっております。3歳以上については、どの園も入所可能となっておりますが、低年齢児との兄弟姉妹での同時入所を希望されていることから、入所待ちとなっております。なお、30人のほとんどの保護者が、現在、未就労の方と自営業の方等となっております。

このことから、入所待ちの児童は申し込みの保育所ごとでは、1園当たり数名であるため、施設の増設までは必要ありませんが、保育士の有効活用を図ると共に、保育士の確保をしながら順次受け入れに努めてまいります。

なお、公立保育施設については、耐震化に伴う施設整備が必要となっておりますので、今後の保育需要を見極めながら、低年齢児の受け入れ拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 西本俊吉君。

○7番（西本俊吉君） 再質問させていただきます。

生産調整という、これは昔は減反とかいろいろな表現があったんですけど、実質的に地域ごとに取り組んでいるというお答えです。しかしながら、本来でありましたら、やっぱり水田は水田としての活用というものが求められる。これは生産者として当然のところを、やはり国の施策によって、そういう形での生産調整に入っている。そして、その生産調整のところにおいては、本来であれば、陸稲である米とか、アワ、麦とか、そういうものを作付けし、また、麦もいろいろな地域課題もありまして、隣が水田であったりというようなこともあって、完全に乾いている土地でない、いわば湿地帯での作付け。当然、いろんな麦としての価値観も、外国から輸入してくるものに比べたら、どうしても劣勢に立たされる、これはやむを得ないかなと思うんですけども。

そこで、私が一番今回質問したいのは、昔から、やはり地域での共同作業としての、地域を挙げて、例えばかんがい用水の悪いところでは上から順番に水を田んぼに入れていく。また、お互いに労力を助け合って1枚の田んぼ、1枚の田んぼと移りながら作業してきた、そういう本当の意味での地域に根差している農業と、今日的に、いわば国の指導で、それも猫の目行政と言われるようなちょこちょこ変わる行政の中で、法人化、または認定農業者も一部、1つの家庭において専業農家としての位置づけ、そしてまた、一般の方におかれては、集団化された営農団体として、今後はひょっとしたらこの部分が法人化されてい

くようにも聞いておりますが、そういう形の中で、さまざまな形での原則的な取り組みが
変わってきていると。

私は今回、これはどちらがよいとか悪い問題ではないんですけれども、集団営農の段階、
また、地区ぐるみでこのパーセンテージを達成するために、一定地域を毎年幾つかに分け
てやっておられる、その地域に、今、小麦色に焼けて、もう収穫されているところもあり
ますし、麦を栽培されているそのど真ん中に、この春に植えられた苗がだんだん大地の養
分を取り入れて、緑の色も濃くなってきているという状況です。

昔であれば到底考えられん状況だったんですけれども、今日的に、地域農業に対してそ
ういうような状態というのは、はっきり申し上げて、もう私その地域、いろいろなとこ
ろへ回りますと、じかにこのことに対する苦情が出てくるわけなんですね。やっぱり、野
洲市なら野洲市をベースとして、または1つの集落なら集落をベースとして、一定の農業
に従事する、農業に携わる者が心合わせをした形での農業政策が何とか打てないのか。い
わば、その集団区域内での転作面積のところそういうことが、立場の違いがあるからと
いうことで、それは除外区域、面積的には除外されて、他のところで面積確保されている
ようなんですけれども、そういうような状態があって果たしていいのだろうか。私としては、
やはり伝統的なそういう地域での農業というものをもう一度しっかりと考えて、営農組合
等から、また、そこで現場で働いている認定農業者から「あんなことしてええのか」とい
うような言葉が出んような農業政策の展開、そういうものを私は行政としても方向を考え
るべきじゃないだろうか。やりたい人が自主的にやってはるんや、やらへん人は勝手や
と、それでは余りにも無責任な感じもしますので、この辺についてももう一度ご答弁を求め
たいと思います。

さらに、精米機の関係ですけれども、市長も着任早々、いわば投資効果というんですか、
より地産地消としての近江米普及、野洲のお米をなにするために一旦立ちどまって、もう
一度全体で考えるということで取り組んでいただいております。

しかし、やっぱり給食センターもできるかなという雰囲気があった中で、既に予算化さ
れてからは1年経過しておりますし、この辺で何らかもう少し具体的にこういう形でやっ
ていく、若い農業者は、値段の問題よりも、うちの子どもらが食べてくれるんやったら喜
んで出したいというような思いで従事されている農業者もおられます。その辺の気持ち
をお酌み取りいただいて、もっとこの部分、機械は高いものです、ランニングコストもか
かります、人件費も伴ってきます。それだから、決してなんですけれども、また、それに対

する価格、いわゆる仕入れ価格と給食センターの購入している価格との差がありますから、そこは十分補えると思います。ぜひとも早急にこの学校給食センターでの使う米を含め、さらには、地域のあらゆる企業等々、そこから活用していただいて、この近江米、野洲のお米を野洲で消費する、そのことは早く打ち出していきたいなという思いでおります。

先ほど、1点漏らしましたから前後させてもらって申しわけないんですけども、私、どこかということで調べたところによりますと、先ほどの減反についてですけども、その地域で減反されているのが4,200余りのアールです、420トンですね。その420トンの中に、先ほど申し上げた営農集落外からの耕作されている面積が約40トンほどあるというふうに聞いております。私は、面積的には他の地域には具体的に聞いていませんけれども、そういう実態があるということは他の営農組合、または自治会等に問い合わせても、また、農業委員さんに聞いても実態は同じようなものがあるということを確認しております。

そういうことで、農業の問題について逆戻りしましたけれども、ひとつその辺のあり方というものを具体的にもう少し市として示してほしいなと思います。

それから、保育園の課題です。

私はこの本会議の場、または委員会の場、いろいろな形で保育園問題、子育て支援、私の主とするところでもありますので、たびたび発言させていただいております。

そこで、なぜ八百何人もの収容数があるのに、いつも定数枠を超えて、法的には認められている範囲内ですけども、受け入れていると。その原因がどこにあるんやろうということ私なりに調査いたしてまいりました。

その結果、主たる原因は、近隣の市町村の実態を調べたところ、せんだっての新型インフルエンザじゃないですけども、大津市、草津市、守山市、栗東市、それから湖南市、そして我がまちと多くのところで隣接しています近江八幡市、これらを対象にして保育園の実態を調べさせていただきました。野洲市の場合、人口が、発表では5月には十何名か減っておりましたけど、今年6月1日には、逆にプラスになっていますから、人口は増加傾向があります。ここで、園児1人に対して市民がどれぐらいの数値になっているかということ調べましたところ、835名ですと、人口60人に対して、60人の市民の中の1人を保育園で預けられる状況であると、逆に言うならば。大津市は県都でもありますので、いろんな事情がまたあるかもわかりませんが、他の地域においては、草津市が55%、55人に対して1人、それから守山市は48人に対して1人、湖南市は48.3人に対し

て1人、近江八幡市においても56.9人に対して1人、それくらいの人口に対しての受け入れキャパがあるということなんですけれども、私は、そういう意味で、野洲市は勤労者の多い、どんどん人口のふえるところとしては、もう少し定数増をどうしても図らんという必要性を感じます。

国の政策にもいろいろあります。今、地域を活性化するために、または、働こうとする人たちの背後にある家庭の問題、そういうものをなしながら働いていただく、そして、一方では、やっぱり建設等を通しての地域の産業の発展、そういうものをねらっての国の第2次補正等も組まれております。市の持ち出す経費というのは、保育行政においては全体のランニングコスト等がかかってくるかわかりませんが、これが公立でいくのか、私立でいくのか、そのことは別として、とりあえず第1回目の質問でしましたように、早急にそれなりの対応、せめて隣接並みの40%から50%未満までの枠としての、あと、数でいきますと100人程度の規模のものが要るんじゃないかという計算になってまいりますので、ひとつ具体性を持って検討していただく。あり方検討委員会で耐震化に伴ってとか、そんなただらした形でないしに、やはり行政としての必要があるんだという、その思いをまず持っていただくと同時に、早急にお取り組みいただきたいなということを上上げておきます。

以上です。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、西本議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、前段の生産調整の話については、これは若干情報提供みたいな形になるんですが、今、農水省の中で生産調整をどうするかというような話がかかなり大きな議論になってきているところでございます。当然、今まで生産調整というのは米の価格をできるだけ下落しないようにというような形で取り組んできたわけですけれども、他方で、実際、今、米の値段が下がってきている。そういう中で、今、生産調整をどうするんだということであるシミュレーションも行われていると。そういう中で、これからどういう形で生産調整をするべきかというところは議論のあるところだろうとは思っております。当然、そういう議論が今、国の中でも行われているというところで、またいろんなご意見を聞かさせていただきながら、またそういうことを反映していただくよう申し入れたいというふうにも思っております。

ちょっと本題からそれましたけれども、生産調整をされているところの中に集落外の方が米をつくられているようなケースと、そういうようなお話がありました。これについては、まずは当然、集落営農という形で集落の中でいろんな生産調整等の調整ができるのが基本であろうとは思いますが。ただ、今、野洲市の中でもそうですけれども、集落の中での担い手の中で全部賄いきれるかどうかというところになると、なかなかそこが今難しい問題、要は、それができないからどこかにお願いをするというか、そういうようなケースが見受けられているのも現実でございます。当然、その中で可能な限りそういうところ、要は、入ってこられるところとその集落のところで調整ができればいいわけですが、そこは十分でき切れないような部分も今議員ご指摘のとおりあるというのも、それも承知はしているところでございます。

ですから、その辺については、私どもも可能な限りの調整はこれからもしてまいりたいと思えます。ただ、そこは、生産調整というのはあくまでも農業者の主体的なところのシステムだということもありますので、その辺については少しご理解も賜ればというふうに思っております。

あと、2点目の精米機につきましては、これは、要は、今のいわゆる生産者価格と買い取り価格、ここの差がある中で、機械の耐用年数、精米機でいえば大体10年というのが1つの耐用年数だと思います。だから、その10年の中でどういうふうに回していけば、あるいはどれぐらいの量を回していけば採算がとれるのかとか、そういったところとか、あとは、今、いろんなところにお声がけをしながら、そういう需要量がどこまで出てくるのかと、そういうところを今順次検討中というところでございます。そこが定まってきて、これは費用対効果の視点からも十分いけるんだというようなところになれば、当然そういうところについても、導入についても積極的に検討してまいりたいと。今そこを模索している中で、若干価格等でまだ十分合わないような部分というのも今出ているというのが現実でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたしますと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（佐敷政紀君） 西本議員の再質問にお答えいたします。

本市の保育所の入所率は、4月現在でございますが、98.2%でありまして、3歳未満児の入所待ち児童も各園ごとに数名となっております。保育所の認可基準は定員60人以上の規模であることが基本でございますので、60人以上の保育所をどこかの学区に1

園新設いたしましても、定員までの入所促進ができない状況でございます。そのことによって運営が厳しくなると思われることから、先ほどもお答えいたしましたように、公立保育所及び民間保育所の新設については現在のところ考えておりません。

保育所は、従来、定員を超えての入所ができませんでしたが、年度の途中の緊急入所の必要性から、一定の条件、例えば5月以降でしたら定員の1.25倍入所していただくこともできますし、産休・育休明けの再入所も可能でございます。そのもとに定員を超えての入所をしていただくようになっておりますので、年度途中で入所条件が整って緊急に入所の必要な方につきましては入所していただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 西本俊吉君。

○7番（西本俊吉君） 今も質問者に対しての答弁は、あくまでも並行線だなという感じを持っております。行政の目線でものを見るのか、市民の心を酌んだ行政に持っていくのか、まさにそこが1つの剣が峰だと思います。

集中改革も出てくる厳しい時代です。私は、決して、何も行政に市民を甘やかしてほしいというわけじゃないんです。それぞれの立場で市民に頑張ってもらって、その市民パワーを引き出すためにも、個人でできる、できないことを地域で、その地域としての集大成となります市の行政がしっかりと支えてあげる、そういう思いがやっぱり行政に必要じゃないでしょうか。

だから、本来ですと、法律的に臨時的な部分で保育園の方に入っておりますけれども、25%とおっしゃった。私の解釈の勘違いかもわかりませんが、私は15%だと思ったんですけれども、25%ですが、としても、定員が何のためにあるのか考えたら、子どものよい保育環境というものを考えたら、やっぱり部屋の関係、密室度の関係から言ったら100%がいいわけなんですね。

だから、そこは、多少そういう意味で暫定的に預かれんことはないからそれでいくという、まさにその実際にやっているところは滋賀県内でも大津市が一方ではそういう状況になっています。110%に近くなっております。これ以外の自治体は皆90%以下です。野洲市で公立・私立10園が預かっている実態、この資料が間違っているというのであれば、それはなんですけど、私はきちっとしたところから聞いておりますので、4月時点では確かに若干のなにがあったかもわかりませんが、先ほどの第1回目の答弁でしたか、言うならば、保育園の入園者も30名ほど多くなってきているという実態をご答弁なされていま

した。その30名を定員枠で受け入れる、それが原則じゃないかと思えます。

そして、それでもというのであれば、若干の臨時的な措置はやむを得ないかなと思うんですけれども、待機児童、特にデータの的に申されました3歳未満児が集中して、保護者の方が働きたいと思っても預かってもらえない。この三十数名という方が、この市民の方の思いというものを個々に置き替えるならば、やはり相当胸に打たれる状況があるんじゃないかと思えます。

そういう意味で、施設も新規開設というものがどうかという議論は予知があるかもわかりません。けれども、そういう耐震とか諸課題をクリアしながら早期に受け入れる体制、これは今まで以上にテンポ、スピードアップした形の中で対応されたい。このことだけははっきり申し上げておきます。

それから、農業集落の問題です。

この間、たまたま雨の後だったかもわかりませんが、集団で生産調整されているおたくの田んぼの排水を見ました。そしたら、どんどん水田から落ち水があるんですね。そして、その田んぼ周辺は麦をつくっておられるんですね。当然、いわゆる地下浸透というんですか、そういうところで麦に対する作付けにも影響しますね。だから、そういうものをなるべく地域ぐるみでやったらきちっといくのに、そういう状態が一方であるから、その状態が、一方が悪いとは私は言いません。けれども、その地域に入ったら、郷に入らずんば郷に従えという言葉も昔のことわざとしてあります。協力すべきじゃないかというところまでは私の口から申し上げておきます。

そして、精米機ですけれども、いろいろと技術的に、または予算的に、また、国の補助金等の関係でうまくタイミングを合わすということも大事ですけれども、やはりこうして米価の低価格の問題、そういうものを乗り越えてでも、やっぱり子どもたちが食べてくれる米ならという思いの生産者がおられるんですから、その方に何もすべてをゆだねるという意味ではないですが、行政は行政として市内全域を公平に扱った中での対応になるのは当たり前なことなんですけれども、そういう農業者の心を少しでも買っていただいて、やっぱり行政としてこの部分についてのさらなる導入に向けての展開そのものを具現化していくようにひとつ今後とも努力いただきたい。

これは若干要望になったかもわかりませんが、やはりこれは市民の素直な気持ちであるということでお受けとめいただければ今回の質問が生きてくるんじゃないかなと私は考えます。最後の答弁を求めます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 西本議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、生産調整は、先ほど政策監が申しあげましたように、これはじゅんかんバスと一緒に、正解がないパズルだと思っております。やはり、共倒れをしないようにということで、一定量供給を絞ると。ただ、農水省も、先ほど政策監が言いましたように、生産調整しても米価が下がっているという点は反省材料ですので、新たな転換を。今、確かに私もデータをもらっていますけど、さまざまなシミュレーションをしています。全然生産調整をしなかったらどこまで下がるか。かなり下がります。一部少し変形でやればどうかとかいうことをやっていますが、いずれにしても、現場では水の使い回しとか、農地が自然化するとかいろいろ課題がございますので、地域のことも踏まえながら対応は考えていきたいと思っています。

あと、精米機もいろいろご関心いただいているんですが、これは先の議会で申しあげましたように、給食センターだけでは負担がかかる。それなら、市内の企業の、数千食ありますから、そこへと一緒ということで、これもさっき申しあげましたが、無洗米を入れているので、無洗米の供給ということで話を進めています。無洗米に持っていくのにあたっては、現在入れてもいいということなんですが、価格が合っていないというところだけです。ただ、給食センターは野洲産米をきちっと使っておりますので、これは野洲で生産されたものが子どもたち、児童・生徒の口に入っているということで、その点についてはきちっと従前に増して野洲産のものが給食に行くということでやっております。

それと、保育園については、これも先ほど田中良隆議員が言われたかもわかりませんが、これまで本当に俎上に上って来ていませんでした。今回、私のマニフェストのロードマップで初めて、特に一番古い野洲第一・第二保育園の耐震改修を俎上にのせさせていただきました。なぜ今まで保育園がこういう形だったのかということで内部調査をしましたが、全然課題に上がらなかったということでございます。

今、西本議員が問題意識を持っておられるのは、確かに柔軟性を持たせて随時必要な方を受け入れするというのは好ましいんですが、現在の施設及び人、人的なことからしますと、前年度募集期間に応募いただいた方については責任を持たせていただいています。ただ、年度途中の新たなご依頼に関しては、今の施設の関係、あるいは人の関係から、やはり課題があるので、現状になっております。やはり、今後、施設、そして人も先ほど申しあげたように本当に紙一重です。民営化するのか、公共でいくのか決まっていないうために、

新しい採用をしていません。本当に自転車操業みたいな形で、囑託の方、あるいは臨職の方が、本来正規の方がやるべき仕事をやっていただいております。ですから、こういう限界の中では柔軟性を持たせられないと思っていますので、耐震というよりは、本当に保育園をどうしていくかという観点から考えたいと思っています。

保育園に関しましても、今回の追加の対策の中で有利な条件が出ていますので、入れられないかと考えたんですが、先ほど申し上げました第一・第二に関しては用地手配からしないといけません。全然今まで積み上げがございませんので、どこに立地するのか、用地手配できるのかということなので、残念ながら本当に惜しいんですけども、今回の経済対策の中では入れ込めませんので。でも、速やかに対案を、ロードマップでお示ししたのをごできるだけ忠実、あるいはそれよりも前倒しで取り組むような形で取り組んでいきたいと思っていますので、むしろご支援をよろしくお願いいたします。

答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第5号、第18番、三和郁子君。

○18番（三和郁子君） 今議会におきまして、野洲市民の生命の根幹について3点質問をさせていただきます。

細菌性髄膜炎予防ワクチン接種助成を。

世界的な同時不況の余震はいまだにおさまる予兆が見られず、来年度の日本の景況は予断を許さない状況となっております。日銀は5月23日、国内景気は「がけから落ちるような状態は過ぎ去った」と述べ、最悪期は脱したとの認識を示しました。しかし、「不確実性が高い」との指摘もありました。この状況は野洲市にとっても、今年度、来年度の税収改善は望むべくもなく、確かな改善の兆しがいつときも早く見えてくることを願うばかりです。

このような状況ではありますが、野洲市としては、先見性のある差別化された自治体経営の本質を追求し、少ない財源を効果的、効率的に配分し、乳幼児から高齢者まで、すべての市民が安全・安心を享受できる優しいまちを築くため、今まで以上のたゆまない努力が強く求められます。

さて、この基本理念を念頭に、乳幼児の健全育成、安全、安心を考えますと、どうしても放置できないことがあります。それは乳幼児に多く発症する細菌性髄膜炎の災いから乳幼児を守る手だてを行政が今講じなければならない状況にあると私は強く感じております。

細菌性髄膜炎は、脳や脊髄を包む髄膜に細菌が入って起きる重症化しやすい病気で、時

に致死的で助かってもしも重たい後遺症を残すことがある極めて厄介な病気です。日本では、年間1,000人近く、日本神経治療学会治療指針作成委員会の「細菌性髄膜炎の診療ガイドライン」では、1,500人程度が発症するとの報告もあります。このうち60%以上はH i bによるものです。発症頻度で言いますと、07年1月の慈恵医大病院薬剤部・北村正樹氏によれば、毎年、5歳未満の乳幼児10万人に対して、少なくとも8.6人から8.9人がH i b感染による細菌性髄膜炎の発症と推定されています。

細菌性髄膜炎の発症は、新生児が25%、1歳未満が60%、4歳未満で85%と、新生児、乳幼児に顕著な発症傾向が見られます。約5%が死亡、約25%に手足の麻痺や発達の遅れ、難聴、てんかんなど、後遺症が見られるとの統計的所見がございます。

この細菌性髄膜炎の予防に目を向けてみますと、H i b感染による細菌性髄膜炎は世界的に初期診断や治療が難しいため、古くからワクチンの必要性が議論され、1980年代後半には欧米を中心に予防効果が高いH i bワクチンが導入されました。

アメリカでは、1987年に認可され、定期予防接種の導入により、5歳未満の人口10万人当たり25人と言われたH i b髄膜炎発症数が100分の1に激減し、イギリスでも1992年にワクチンが認可されてから1998年には5歳未満の人口10万人当たり0.6人まで減少したとの報告がございます。このことにより、H i bワクチンの定期予防接種導入国では、既にH i b感染症はまれな疾患との位置づけとなりつつあります。

さらに、1998年、WHOがH i bワクチンの乳児への定期接種を推奨する声明を出したことから、現在では、小泉重田小児科・重田政信院長のネット情報によれば、120カ国以上で定期予防接種に組み込まれております。

H i bワクチンの有用性、その予防効果は絶大であり、国際的にも異論はないものと言えます。このような情勢の中、世界の技術先進国・経済大国日本では、その取り組みに遅れが出ておりました。

日本は、WHOの声明から遅れること10年、07年1月によろやくH i bワクチンの認可。そして、先進国のH i bワクチン導入におおよそ20年遅れた08年12月19日から販売が開始され、市民の皆さんも任意ながらワクチン接種が可能となりました。

H i bワクチンの認可、そして昨年12月のワクチン販売開始を目の当たりにして、世界の常識となっているH i bワクチンの定期予防接種の早期法制化を望みつつ、野洲市の保護者は任意接種に関心が高まってきております。

少子社会の子どもの幸せ・命を大人はいかに守ってあげるか、また、先見性のある差別

化された自治体経営の本質はどこにあるのか、先進性のあるタイムリーな施策の発掘・発信を怠ってはなりません。

まず第1点に、細菌性髄膜炎に対する認識をお伺いいたします。

2点目に、細菌性髄膜炎に対するH i b ワクチンの有用性及び予防に対するH i b ワクチンの必要性についての所見をお伺いします。

3点目に、現在、世界でアメリカのワイス社、ドイツのメルク社、フランスのサノフィパスツール社の3社にH i b ワクチンがあります。日本はサノフィパスツール社のアクトヒブ®を承認し、先ほど申しましたように、昨年12月19日、販売が開始され、任意接種が可能となって約半年が経過しました。

H i b ワクチン・アクトヒブは「アクトヒブセンター」の管理のもと、全国の病院・医院に公平に分配され、全国で6,000件以上の病院・医院でH i b ワクチンの予約や接種が行われております。しかし、需要が多く、予約の上、相当期間を待たなければ接種できない状況が続いているように聞いております。

H i b ワクチンの接種回数は、接種を開始する年齢によって接種回数が異なります。まず標準的なスケジュールは生後2カ月以上7カ月未満で開始の場合は3回プラス1回（1年後）の合計4回、次に、生後7カ月から1歳未満で開始の場合は2回プラス1回（1年後）の合計3回、そして、1歳以上での開始の場合は1回のみ。

H i b ワクチン接種による費用は1回7,000円前後です。標準接種の4回の場合は約3万円程度が保護者の負担となります。接種時期に制約があることを勘案すれば、子育て中の保護者にとっては、短期間で3万円弱の費用負担は容易なものではなく、接種機会を逃すことが危惧されます。

このような背景や定期接種までには相当の時間的経過が必要であろう推測を踏まえ、全国で多くの自治体がH i b ワクチンの接種費用の全額もしくは一部を公費助成する施策を決定しております。助成のスタイルは、金額助成から総費用の半額、3分の1を助成、あるいは接種1回につき2,000円から5,000円助成と、助成額には差があります。

アクトヒブワクチンはD T P ワクチンと同時接種が日本で初めて認められたワクチンであることと、この両ワクチンは同じ接種スケジュールで接種できることから、D T P ワクチンと同時接種を前提とした助成スタイルが約40%程度見受けられます。

滋賀県では、県下で初めてとなる一部助成をこの3月議会で決定した市がございます。誠に思いやりと先見性のある決断であり、全国的にも早い段階での実施には高い評価がさ

れるところです。

野洲市においても、保護者の間では、この取り組みをうらやましく思いつつ、H i b ワクチンの任意接種への関心が高まってきております。少子化、福祉、乳幼児の命を守る健全育成施策の一環として、H i b ワクチンの任意接種費用助成施策を今、速やかに決定し実施しなければ有用性がなくなる喫緊の施策です。タイミングを外してはなりません。このことを進言・提言させていただき、行政の前向きなお考えを伺いいたします。

次に、新型インフルエンザ対応の検証をいたします。

新型インフルエンザは、H i b もそうですが、医学界では公衆衛生学に分類され、広く不特定多数の多くの人に影響するケースを言いあらわしています。

メキシコに端を発した今回の新型インフルエンザの感染拡大は、文字どおり世界的規模に至り、WHOや日本を含む各国の対応を見ても、世界を震撼させたと言えます。今のところ、鳥インフルエンザのような強毒性でなく、弱毒性との見方が大方であり、一安心です。また、感染患者の発生ピークも過ぎたようであり、季節的にも気温・湿度の上昇というインフルエンザ菌の生存が難しくなる気候に入るという天の味方も幸いし、一端収束に向かうのではないかと思います。

今回の新型インフルエンザ対応にあたっては、このような前例がなく、また、対応マニュアル整備も十分ではなかったのではないかと推量し、幹部職員をはじめすべての職員皆さんの心労は大変なものがあったものと思っております。

さて、新型インフルエンザ対応について検証いたしますが、1点に、5月22日の全協の席上、「新型インフルエンザ行動指針」が配付されました。その指針の中に「新型インフルエンザ対策経過」の時系列的記述がございます。経過の中で、スタートから現状に至るまでに、情勢の変化と共にフェーズランクを適応させながら対策が講じられたものと認識します。この経過とフェーズランクの関連づけをお伺いいたします。

2点に、まだ収束の段階ではありませんが、今回のインフルエンザ対応にあたっての反省点及び今後の課題についてお伺いいたします。

最後に、高齢者福祉施策の検証といたしまして、副題として、地域密着型空き家利用、福祉施策の積極的推進と、老後や介護など、悩みを地域で相談できる地域相談員の設置、高齢者社会の到来を受け、介護を含む高齢者福祉サービスの提供に関して、その手法と投資効果の両面から熟慮された施策の推進が必須となっております。もはや、大規模施設設置依存型の施策推進は、財政的にも課題が生じ、単純な施策では解決しないのが現状です。

住み慣れた地域で過ごしたいとの高齢者の方の願いをどのようにかなえてあげるのか、また、地域でどのように支え合う相互扶助によるきめ細かな基礎的施策を推進するのか、困っているのに救いを求められないお年寄りをどう見つけ、介護・医療につなげるのかなどなど難問が山積しております。

平成18年第2回議会で高齢者福祉サービス提供のあり方について、野洲市が目指す地域型密着福祉サービスとはどのようなものか、その実施レベルの具体的考えと手法について伺いました。その答弁に基づき、検証も兼ねてお伺いいたします。

1点、「中学校区を単位とする生活圏を3区分し、18年度から20年度に小規模多機能型居宅介護と認知症のグループホームの2種類の施設整備をする」との答弁に対し、その経過と現状について。

第2点、第1点について、「整備補助を行う」との答弁に対し、その結果、内容について詳細を伺います。

3点、第1点の事業者指定については、「公平かつ透明性を確保するため、被保険者をはじめ、事業者や学識経験者からなる地域密着型サービス運営会議において選定し、適正な運営を確保したい」との答弁に対し、どのような経緯により事業者の選定が行われたのか、また、運営の現状についてお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員の細菌性髄膜炎予防ワクチン接種助成についての3点のご質問に私の方からお答えをし、他の2項目につきましては担当部長の方からお答えをさせていただきます。

第1点目の細菌性髄膜炎に対する認識についてであります。ご指摘のように、細菌性髄膜炎全体の約50%以上が、ヘモフィスーインフルエンザ菌b型（H i b）によるものであり、我が国では、H i bによる髄膜炎の患者数は年間約600人ですが、適切な治療を行っても約25%から30%に後遺症が残るなど、乳幼児期の重篤な疾患であると認識しております。

第2点目の細菌性髄膜炎に対するH i bワクチンの有用性及び予防に対するH i bワクチンの必要性についての所見についてであります。H i bワクチンは既に世界100カ国以上で接種され、明確な感染予防効果から、WHOもその接種を推奨しております。このことから、我が国においても承認、製造販売が開始されたところであり、H i bワクチンの予防的な接種は意義があるものと考えます。

第3点目のH i b ワクチンの任意接種費用助成施策についてですが、H i b ワクチンが昨年12月の発売以来、月間7万2,000本の供給となっており、5月末現在では28万本の供給に対し43万本の需用があり、15万本待ち、県内でも2,500本待ちという状況であり、国内流通量が極めて少ないのが実態であります。当然、ワクチン増産については輸入先に強く要望が出されていますが、ワクチン製造設備の能力上、完全に供給されるには少なくとも1年はかかるようです。

なお、患者の5割以上を占め、重症化する年代である1歳未満児に接種する上では1人当たり3～4本が必要であります。2年後には年400万本の供給目標となっておりますが、そのすべてを1歳未満に供給できたとしても1人当たり1.8本で、適切な接種が望めません。また、現在、医療機関で予約をしても3～4カ月待ちとなっており、この中には優先的に接種が必要な子どもも含まれております。

先にも述べましたように、H i b による髄膜炎の重篤性から助成の有用性はあると考えておりますが、このような状況で助成制度を開始することは、入手困難なものに助成をすることとなり、医療機関において混乱を招くと共に、市民の不安をあおることが予測されます。したがって、H i b ワクチンの供給が整う時期を見極めて、助成内容等を検討し、実施をしてみたいと考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、私の方から、2点目の新型インフルエンザ対応の検証についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の経過とフェーズランクの関連についてでございますが、このフェーズのランク付けにつきましては、WHOが新型インフルエンザの警戒レベルをフェーズ1からフェーズ6まで設定いたしております。また、本市が策定いたしました「野洲市新型インフルエンザ行動指針」では、フェーズごとの発生状況と、さらに海外発生と国内発生に依りまして、AとBに分類しましてフェーズに応じた必要な対策を定めているものでございます。

それでは、経過でございますが、4月28日のWHOのフェーズ4宣言を受けまして、野洲市新型インフルエンザ対策本部を設置いたしました。これは、「野洲市新型インフルエンザ対策本部設置要綱」第1条で新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染の発生がWHOから発表された時点で対策本部を設置することと規定いたしております。これに基づ

き設置したものでございます。

次に、4月30日のフェーズ5につきましては、メキシコでの大きな集団での感染を受けまして、WHOより宣言されたもので、日本国内ではまだ未発生の段階でありました。したがって、30日からフェーズ5Aを前提にした行動を開始いたしました。これに基づきまして、市民へ新型インフルエンザの基礎知識や予防策等を盛り込んだチラシを全戸配布させていただいたところでございます。

その後、5月16日の国内感染発生を受けまして、県との連携を図りながら、対策本部会議におきましてフェーズ5Bの対応を決定いたしましたところでございます。

次に、第2点目の反省点と今後の課題でございますが、新型インフルエンザの対応につきましては、野洲市新型インフルエンザ対策本部を立ち上げ、対応いたしました。この対策本部は市長を本部長に、新型インフルエンザの危機管理事案に対しまして、多岐にわたることを想定いたしまして、各部の部長、次長、湖南広域消防局東消防署長など24名体制で構成いたしております。

しかし、実際に運用してみますと、当然迅速な対応を迫られる中では、もう少し人員を縮小し、より即応できる体制に変更すべきではないかといった点が大きな反省点として挙げられます。これにつきましては、早急に見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、今回のインフルエンザの対策を通じ、マスク・消毒液等の感染防止対策に必要な資材につきまして、感染発生後直ちに品薄状態となりまして、確保が困難になりました。今後は、こうした備蓄品につきましても必要量を常備できるような体制づくりを図ってきたいと考えております。

また、今回の対応の中で自治会等への緊急の連絡につきましても大変苦勞したところでございまして、今後こうした緊急連絡体制にも工夫を加えていきたいと考えております。

さらに、今回実行しました「新型インフルエンザ対策行動指針」では、三和議員のご指摘にもございましたように、強毒性を想定いたしてございまして、社会活動の制限等を定めているため、今回のような弱毒性の場合と少し合致しないところがございます。したがって、今後は、国・県の動向を注視しながら、どちらの場合でも柔軟に対応できるように指針を見直す必要があり、新型インフルエンザの発生時期などを考えまして、秋までに見直す計画でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、私から、三和議員の3点目の高齢者福祉施策の検証についてお答えを申し上げたいと思います。

1点目の中学校区を単位とする小規模多機能型居宅介護施設につきましては、それぞれの生活圏域に1カ所ずつの施設整備を計画し、事業者の募集を行ったところ、野洲北中学校区内の富波乙地先において、「NPO法人ぬくもりケア・ネット」が平成19年7月より事業運営をされたところでございますが、中主及び野洲中学校区内においては応募事業者がなかったことから、設置をできないものでございました。

また、認知症対応型共同生活介護施設につきましては、野洲中学校区内に1ユニット（9床）の整備を図るため、平成19年度に募集を行い、平成20年度中の施設整備に向けて準備が進められておりましたが、用地の確保が困難となり、施設の整備ができないこととなったものでございます。

次に、2点目の整備補助につきましては、「ぬくもりケア・ネット富波」に対しまして、国庫補助金を平成18年度に施設整備費として1,500万円、20年度で運営経費として300万円を交付したところでございます。

次に、3点目の事業者指定につきましては、小規模多機能型居宅介護施設の1カ所、先ほど申しました「ぬくもりケア・ネット富波」に対してでございますけれども、その1カ所が計画期間中に整備をできたもので、選定の状況につきましては、野洲市地域密着型サービス運営会議を開催し、応募の理由、サービスの考え方、経営見込みなどを聞き取り、事業者決定を行ったものであります。

また、運営状況ですが、施設は木造スレートぶき2階建の民家を改修されたもので、登録定員が25名、デイサービス利用13人、宿泊サービス利用5人の規模でございます。本年5月時点の登録者数は16名で、デイサービス利用者は1日平均が9.6人、宿泊サービスは3.9人と聞いております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 三和郁子君。

○18番（三和郁子君） Hibワクチンの定期接種制度化には時間がかかると思いますので、野洲市で今日にでも細菌性髄膜炎の子どもが発症するかもわかりません。今をこの子たちは生きているのです。助成決定のタイミングを逃してはならないというふうに思いますので、やはり、先ほど市長の方からHibが整うのを見て実施を検討していくという答弁をいただきましたので、それを見詰めてまいりたいと思います。

それで、今、厚労省の方でH i b ワクチンの定期接種について検討委員会を設置されておられると思うんですが、この定期接種の検討委員会なんですが、有用性とか安全性を検証していると思うんですね。これの厚労省の検討委員会での定期接種制度化の進捗状況がもしおわかりになるようでしたらご答弁いただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

次に、インフルエンザの件なんですが、今回の感染拡大防止に対する野洲市の対応については、若干の行き過ぎとか疑問とか苦情が出たようにも思っております。ですけれども、これは、備えあれば憂いなしということで、生命が第一です。私は適正な対応であったものと評価させていただいております。

しかし、スペイン風邪のように、日本で数十万人の死者が出るような強毒性の菌に変異したら、これは大変です。そこでお伺いいたしますが、今回の感染拡大防止対応には新型インフルエンザ行動指針以外に、各課の役割分担、権限範囲、情報管理、物品の調達、職員一人ひとりの行動などに関するブレイクダウンされた詳細なマニュアルがあったのでしょうか。あったとしたら、そのマニュアルはうまく機能したのでしょうか。先ほど区長さんあてに対してちょっと不具合があったというようなお話でしたけれども、今回の危機対応には対内的、対外的、そして多くの連絡や、先ほどの答弁にもございましたが、伝達などの書面が発せられたということは認識いたしております。書面の書式文書などがまちまちの対応になったり、担当部署で混乱はなかったのでしょうか。

あわせて、全庁で共同可能な統一されたフォーマットを設定しておけば、迷いや混乱が防止できると考えますが、このことを提言して、所見をお伺いいたします。

3点目ですけれども、もし、多数の職員の皆さんに感染者が発生した場合、庁舎の閉鎖や市民への行政サービスなど、どのような対応を考えておられたのか、お尋ねいたします。

次に、高齢者福祉施策ですが、18年3月議会、地域密着型サービスの手段として、空き家の積極的活用を提言させていただいております。その具体化推進を求めさせていただきましたが、先ほど、「ぬくもりケア・ネット富波」が民営でやっておられるということですが、私は、まず、この空き家活用した地域密着型施設、これは先日、研修・視察に行つてまいりました。借り上げた空き家なんですけれども、地域で一人でお住まいの高齢者の部屋数に合わせて5人の方が入居されておられました。これは屋敷内で畑で野菜とか花を栽培して、自立した、楽しく幸せそうな共同生活をされておられました。入居者の金額的負担なんですけれども、その家の固定資産税とか共通費、光熱費、これを週2回、部屋掃除、

すべて込みで月額4万円だそうです。食費は別ということです。それは敷地内で畑をして、皆さんでつくっておられますので。あとは週一、二回程度、肉とかお魚を買い出しに行つて、それを入居者の皆さんで割り勘をするという、そういうふうな空き家利用をされておられました。

この地域密着型福祉サービスのあり方については、国でも地域密着の小規模施設での積極的施策推進の示唆や相当規模の財源助成も実施されておられます。その施設に行つたところでは、高齢者自立支援のところですが、整備の累計といたしまして、空き家の改修として、18、19年度と2,300万円の国からの交付をもらっておられます。これは年4回から5回の申請ができるというふうにお伺いしております。

これは、空き家は発想を変えれば市の大切な財産ともなりますので、まずこの空き家の利用についてのもう一步踏み込んだご答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく願ひいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ワクチンの国の検討状況については、詳細は今把握しておりませんので、また最新の情報を把握次第、お伝えをさせていただきたいと思っております。

その他については担当部長の方からお答えいたしますけれども、インフルエンザに關しましては、自治会長さんへ問題があったわけではなくて、速やかに伝えるために、結局は人海戦術で通知文を持っていきました。これはやはり無駄でしたので。特に22日は、県が4時45分に会議を開くと言って、その結果がなかなか来ませんでして、私たちはすぐに会議を開こうと思って待ち構えていたんですが、結果、やはり、夜、ある程度になりました。

その日に自治会長さんに通知をしたいと思ったんですが、無理でしたので、電子媒体で行けるところはやりましたが、できないところについては、翌日ご持参をいたしました。こういったことが、例えば電子メールを差し支えない範囲で利用できるようにしていただいているとか、そういったところが改善点で、今回、自治会長さんへの伝達で問題があったんじゃないなくて、より便利にできるということで考えております。

それと、マニュアルにつきましては策定をしておりますので、それは部長の方からお答えします。

それと、せっかくお尋ねいただきましたので。そもそも20日に県の方から要請があり

ました。野洲市の場合はすぐに、電話で一報が先にありましたので、ファックスを待ち受けていて、会議を開いて、すぐに判断をさせていただいて、市内の機関、関係機関、そして学校等にも通知をいたしました。一昨日、守山の医療関係者から電話があてありまして、「隣の市では随分時間がかかって、5時ぐらいで、いろんな民間機関は全部野洲の通知文をもって判断したんですよ」というお褒めの言葉をいただきましたので、手前みそでありますけれども、申し上げさせていただきます。

その他につきましては、担当部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、私の方から、再質問にお答えをさせていただきます。

3点目ほど質問があったのかなと思っておりますけれども、1点目の各課の対応マニュアルでございますけれども、当然、全協の席で野洲市の行動指針を配付させていただきました。これはあくまでも計画上のものでございますので、各課の対応マニュアルがいかにか機能するかというのが1つの大きなポイントでございました。これにつきましては、5月1日に事務局の方から各課の対応マニュアルの作成を依頼いたしました。2週間の間に各課においてきめ細かなところまで実践をたたいていただきたいという強い要請をさせていただきました。そして、最終的に5月20日に各課の対応マニュアルを策定させていただきました。いざ、インフルエンザが発生した場合に、各課がどのような対応をするか、まず何をすべきか。その中に、この各課の対応マニュアルの中に盛り込んだつもりでございます。

2点目に、それがうまく機能したかどうかということでございますけれども、幸い、野洲市での感染がございませんでした。一概に今評価をするのは難しいかなという思いはしておりますけれども、それなりにきちっと対応できたのではないかなというふうに自己分析はいたしております。

そして、3点目の、例えば職員に多数の感染が発生した場合に、いわゆる危機管理計画、業務継続計画といえますか、それがきちっとできるのかというご質問の内容でございました。特に、当然、インフルエンザが発生しますと、すべて職員が出てくるというのはなかなか難しいということも想定をいたしておりました。その中で、各課の対応マニュアルの中でも、例えば業務によっていろんな課がございますので、特に新型インフルエンザの対策にかかわれない職員、所属も若干出てきますので、その所属につきましては、他課の応援という形で要請をさせていただきました。

そして、そのときにはどのような対応をするのかということにつきましては、事務局できちっと把握をして、指示を出していこうというつもりでございましたので、幸い、今回の場合はそこまで指示を出すところまで至っておらなかったという状況でございますので、3点目の質問につきましては、そういった形で対応を考えておりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、三和議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほどのH i bにつきましては、市長が申し上げたようにつかんでおらないところですが、先ほども、厚労大臣も、副作用を検証しながら定期予防接種に向けてというような思いもあるようですし、アクトヒブというワクチンですけども、このメーカーから出ているのが、副作用として、副作用反応の発生率が61%で、主なものが、患部が赤くなるというのが44.2%、はれるというのが18.7%とか、少しこれからの副作用という部分も検証されながら、定期接種という形で進んでいくものと考えております。

そうしまして、高齢者の施設の中で空き家の活用ということで、地域密着型を募集しましたけども、なかなか応募がなかったということでございます。これについては、この施設自身が365日24時間、地域で運営を行うということが条件になっておりまして、人の配置等、また、現在の介護保険の単価等でなかなか運営をするというのが厳しい中で、応募者がなかなか出てこなかったというような結果になっています。

今回、1つの施設だけということになりましたけども、実は第3期の介護保険の中で、3年間の中で、小規模多機能ではないんですけども、通所介護施設ということでいきますと、あえて名前は申しませんが、最近ですと比留田にもできましたし、これまで高木とか長島、堤にも新たに旧の施設をというか、空き家を改造いただいて、デイサービスをご提供いただいているという形で、着実に地域の中で空き家を使った形で介護施設が広がりつつあるなということを考えています。

ただ、全体としましては、本市としての介護通所サービス、デイサービスというのが、このような地域密着型ができてきたとあわせましてですけども、従来の施設での、やや利便性の確保作戦というのか、利用率が80%前後ということで、経営分岐点のはざまを少し動いているというようなことが現実には起こっているようですので、新たな形で多くの方が参入いただけるというものを、経営上のことも、今後、市としても課題になって、少

し統廃合もされていくのかなということを思っていますけども、その意味では、現時点では、施設としては市内でご利用いただける環境にはあるなということを思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 三和郁子君。

○18番（三和郁子君） Hibワクチンですけども、市としても、国の動向を見ながら、今、副作用が云々と言われておりますが、私の調査では、これは副作用というよりも、効果の方が出ておりまして、WHOの方が認めておられるんですよね。これは早期の定期接種化実現に向けての最大限の努力を私は求めておきます。

インフルエンザの件ですけども、これ、日本では感染拡大がほぼ終息したというふうに言われておりますが、これから冬になりますと、これは北半球で感染の拡大や強毒性への変異もあると考えられます。この観点から、行政として北半球での今後の感染推移を注意深くウオッチしていただいて、今回の反省、今、自己満足で非常に対応はよかったというような答弁でしたけども、自信も必要です。自信があつてこそ前へ進めますので、大いに期待しますので、市民の安心・安全確保のために強くこれは求めておきます。

高齢者福祉施策についてですが、私、先ほどの空き家の借り上げなんですけども、これはやはり1回検討していただけたらなというふうに思うんです。というのは、やっぱり地域で住んでおられる高齢者の方は、地域でみんなと一緒に過ごしたいという思いがあるんです、ひとり暮らしの方は。ひとり暮らしの方たちが集まって共同生活されているんですね。その姿を見まして、「ああ、これはいいな」というふうに感じました。これについては、国からも交付金等が出ております。これは余呉町が今やっておられるんですね。そこを一度参考にされたらというふうに思います。

それと、高齢者福祉について、まず、家族の介護ですね。この介護について、本当に身近に相談に行きたいんですけども、なかなか行政まで行きにくいというような、こういうお話も聞きます。それで、地域に相談員、以前、18年に佐久市の「ぴんぴんころり」、ここへ議会から視察へ行った折、やはり地域に相談をすぐできる人、地域から毎年2名ずつ講習に出られて、その2名の方がまた地域に戻って地域の相談員になり、また次の年にまた2名の方が講習を受けられてという、だんだん何百人とふえてきているんですね。介護の仕方とか、自分が年をとったらどういうふうに過ごしていけばいいのかとか、そういうことをやっておられたんです、佐久市のところでは。これは非常にいい施策だなというふうに感じました。

その相談員をぜひ野洲市でもふやしていただきたいなというふうに思います。行政まで出かけなくても地域で助け合う、そういう相談員。どういう方がおられるのか、私も野洲市を調べてみましたが、確かに市内で5名の介護相談員の方がおられます。だけでも、この相談員の方は、現実に関護の利用者の声を聞いて、そして事業者とのパイプ役なんです。本当に身近で、ご近所同士で、心配事やらを相談する。この相談員を私は野洲市で広げていただきたいなと。それを行政がリードしていただきたいなというふうに思います。ぜひとも一考願えればと思います、所見をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、三和議員の再々質問の高齢者に絡む部分でお答えをさせていただきます。

地域で豊かに暮らしていただくという部分で、おっしゃるように、高齢者が交流するという形の特定した補助金があるようですので、実はそのあたりも検討しながら市に使えるものは積極的に広報というのか、利用できるような形で働きかけもしていきたいなと考えております。

地域で相談いただける場、市としては、第3期に入りまして、地域包括ということで、できるだけ多くの方が相談いただけるようにということで考えておりますけど、まだまだ十分なPRができていない部分と、おっしゃっていただいていたように、地域で考えていただく部分でいうと、少し近い形では、健康推進員というのが、八十数名の方が、毎年、健康づくり、まず地域の健康づくりと考えていただいております、このあたりで、このような形でこの方がご相談いただけるような形になるかちょっとあれなんですけども、そういうような推進員さんの活用機能とか、健康を考える会ということで、4年目、5年目に入りますけども、この方については、自らの健康を考えながらということで、相談支援というところまで行かないと思っておりますけども、2年間、いろんな形で共に情報交換しながら健康づくりに今励んでいただいておりますので、そのような方も視野に含めまして、地域の方が少しいろんな健康で不安を考えていただく部分が市へつながるような形で活動もいただけるように進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を2時45分といたします。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第8番、矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） 8番、矢野隆行でございます。私は3点にわたって質問させていただきます。

まずはじめに、災害時の要援護者の避難支援対策への取り組みについて伺います。

先ほど、総務省消防庁では、全国1,816市町村を対象に平成20年3月31日現在の災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況を調査し、その結果を公表したところでございます。

災害時要援護者といいますのは、高齢者や障がい者など、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の行動に支援を要する者のことをいうわけでございます。

政府はこれまで、災害時における高齢者などの避難支援のガイドライン、これは平成18年3月に示しまして、市区町村に対しまして具体的な避難計画を策定するよう要請してきたところであります。

昨年の4月開催の政府中央防災会議で報告された「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プランについて」の中でも、「平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための支援体制を確立する」ことが新たに明示されたところであります。今回の調査結果で、全体計画を策定している市町村は全体の13.2%と1割強にとどまっておることが明らかになっております。

今後の見通しについては、同調査で、「平成21年度までに策定を予定」と「現在策定について検討中」を合わせますと56.1%と半数をようやく超えております。

そこで、本市においても同様に、まだ避難支援プランもできていないと認識しております。災害時要援護者対策の普及啓発・推進を目的する全国キャラバンが昨年、平成20年11月4日から25日の間、全国8カ所で開催されたところであります。そこでは、関係府省庁より災害時要援護者対策について説明すると共に、自治体における具体的な取り組み事例が発表されております。

これは4点あるわけですが、1点目といたしましては、全体計画の策定状況について、国におきましては、災害時要援護者の避難支援対策を進めるため、全国の市町村に対し、避難支援の対象者の範囲や情報の収集・共有の方法、支援体制など、対策の取り組み方針を明らかにした全体計画を定めるよう要請しております。昨年度の調査、平成18

年度末時点では204団体、全体の11.2%が策定済みとなっておりますが、今回の19年度末時点では239団体、全体の13.2%が策定済みとなっており、35団体の増加にとどまっております。しかしながら、今後につきましては、平成21年度までに策定を予定する団体と現在策定について検討中の団体を合わせますと、全団体の半数を超えておるところであります。

2番目に、災害時要援護者名簿、リスト等の作成について、各市町村におきましては、災害時要援護者について情報を把握し、災害時要援護者名簿、リスト等を作成する必要がありますが、全団体の約3分の2が作成に着手済みであることが明らかになっております。また、災害時要援護者名簿、リスト等の作成は、福祉関係部局が主体となっていくケースが多いことも明らかになっておるところであります。

3番目に、災害時要援護者情報の収集・共有の方法につきましては、災害時要援護者名簿、リスト等を作成するための情報収集の手段といたしまして、行政外の関係機関等を含めました情報共有による個別計画を策定するための手段として、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3方式があり、各市町村では、これらの単独または組み合わせにより、情報の収集・共有を実施しておるところであります。最も多くの市町村が採用しておるのは3方式を併用するという方法で、2番目に多かったのが同意方式と手上げ方式併用のものであります。3番目に多かったのが関係機関共有方式と同意方式を併用する方法であるわけであります。いずれにしろ、単独よりも、適宜組み合わせた情報の収集・共有となっておるところであります。

4番目に、個別計画の策定状況につきましては、一部策定の場合を含め、昨年度の調査におきましては72団体、3.9%が策定済みとなっておりますが、今回、平成19年度末時点では138団体、7.6%が策定済みとなっております。ほぼ倍増したところがあります。平成21年度までに策定を予定する団体等、策定に着手している団体と合わせますと全団体の3分の1強で、35.6%となっているところあります。

そういったところで、本市におきまして次の点を伺います。

1番目に、災害時要援護者の避難支援対策を進めるため、避難支援の対象者の範囲や情報の収集・共有の方法、支援体制など、対策の取り組みは今後どのように取り組んでいけるのか、見解を伺います。

2番目に、災害時要援護者の避難支援対策を進めるため各自治会への推進、対策実働訓練の対策は今後どのように進めていけるのか、見解を伺います。

3番目に、各養護施設の避難支援対策はどのように進めておられるのか、伺います。

続きまして、児童・生徒の安全・安心確保の取り組みについて質問いたします。

地域におけます児童の安全・安心確保へのニーズが高まる中、総務省におきましては、携帯電話、GPS（衛星利用測位システム）やICタグ（電子荷札）を活用しました「地域児童見守りシステムモデル事業」を実施し、平成19年度でありますけれども、その結果を踏まえまして、16地方公共団体によります事例集を公表したところであります。このモデル事業は、公明党の主張を反映して実現したものでありまして、地域の実情に応じた多様な取り組み事例が紹介されているところであります。ICTを活用しました安心・安全なまちづくりの施策を推進するのが、私は今後重要と考えております。

なお、この4月に政府・与党がまとめました経済危機対策の中におきまして、「ICTを活用した地域の活性化等」の主な施策として、ユビキタスタウン構想推進事業（地域ICT利活用推進交付金）の創設が盛り込まれております。全体で195億円の予算を付けまして、1団体につきまして上限1億円が予定されております。これを補正予算案に組み込まれて、地方公共団体のICTの導入に係る取り組みを総合的に支援することになるわけでありまして、当然、児童見守りシステムモデル事業もこの補助対象の事業になるわけでありまして、

つきましては、今後、総務省より一定期間におきまして公募が行われることになるわけでありまして、現時点におきまして行政当局と折衝するなど実現に向けた迅速な働きかけが必要であります。また、こういった施策の推進をしていくことが大事であると考えておりますが、本市におきましては、通学路の安心・安全が確保できておらない箇所の改善が急務と考えますが、次の点をお伺いいたします。

1番目に、この総務省の地域ICT利活用推進交付金を利用しました「地域児童見守りシステムモデル事業」の取り組みは、児童の安心・安全の確保のために導入が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

2番目に、児童の通学路の安心・安全が確保できていない箇所の改善は、例を挙げれば、1番目に野洲中主線の北の信号から東へ200メートルの通学道路、この場所は以前から北自治会から信号機設置の要望が出ているが、現状は、横断歩道のみで信号機がない箇所であります。2番目に、西河原北の信号から中主町六条の信号の間の通学路で、これも信号がない箇所であります。3番目に、小南の信号から光善寺川まで坂道があります。ようやく歩道整備ができたところでありますが、この坂道の三叉路のところで児童・生徒

が横断することになっておりますが、この三叉路が危険と地元の声聞いております。

このように通学路指定している箇所にもかかわらず信号機がなく、児童・生徒は車の切れ目も見計らって横断しております。この点の安心・安全の確保はどのように取り組まれておるのか、見解を伺います。

次に、農地集積加速化事業と農地法改正に伴う対策についてお伺いいたします。

政府は4月27日、2009年度補正予算案を決定し、国会に提出したところでございます。この予算は通っておりますけれども、このうち農林水産関係の予算は、過去最大の1兆302億円を計上しております。将来にわたり持続的な食料供給を可能にする農業基盤の強化を軸に多数の事業が実施されることとなりますが、担い手への農地集積を促進する農地集積加速化事業の創設がその大きな柱の1つとなっております。

農地集積加速化事業は、土地利用型の農業等について、担い手農家が規模拡大を行いつつ効率的な経営を実現するためには、小規模農家、高齢農家等からゆだねられる農地を面的にまとめまして、担い手農家に貸し付ける取り組み、面的集積でありますけれども、これを進める必要があります。

農地集積加速化事業は、これらの取り組みを加速化することを目的とするもので、政府は、担い手が経営する農地のうち面的に集積される割合を平成27年までに7割程度実現することを目標に掲げております。具体的には、農地の貸し出し手への交付金といたしまして、平成21年度から23年度までの3年間に、面的集積につながる貸し出しをした農地所有者に対しまして、10アール当たり1万5,000円を毎年度交付いたします。今年度から貸し出せば、最長5年間の交付金が受けられることになるわけでありまして、

また、農地集積の調整活動の支援といたしまして、市町村段階に農地の利用集積等を実現する推進員を設置する場合に、その設置費用を支援することにより、農業委員会をはじめとする関係者による農地集積の調整に必要な活動を促進するとしております。

次に、農地法等の改正は、現在、国会では農地法等改正案の審議が行われております。この法案は、昨年12月3日に農水省が発表しました「農地改革プラン」を実行するために必要な法改正を行うもので、これまで抜け道の多かった農地転用規制を厳格化すると共に、農地の有効利用を図るために「所有」を基本としたこれまでの農地制度を改めまして、「利用」への再構築を目指したところが大きな特徴であります。一時は野党との調整が難航し、今国会での成立が危ぶまれておりましたけれども、粘り強く調整を重ねまして、ようやく自・公・民が合意にこぎつけたところであります。

改正法案成立の可否は、他の施策にも影響を及ぼします。特に、冒頭紹介いたしましたけれども、農地集積加速化事業は、農地法等改正案を予算面から後押しするものでありまして、改正法案とセットで担い手対策を講じていくものであります。さらに、政府・与党が今年度、税制改正の目玉といたしまして、農地を貸し出した場合でも相続税の納税猶予を受けられる措置を新たに盛り込んでおりましたが、この税制改正の施行は農地法等改正案の成立が前提となっております。

実際に農地の集積が進むかどうかは、各市町村自治体の取り組みがかぎとなっております。国の取り組みといたしましては、農地法等改正案を何としても成立させることが、農業の活性化につながり、ひいては地域の雇用対策、農業の後継者の後押しにつながるものと考えております。

本市におきましても、耕作放棄地が各自治会にたくさん見えてきている現状があります。そこで、次の点を伺います。

1 番目に、本市の担い手育成への農地集積を促進する農地集積加速化事業の取り組みについて、どのようにこれから進めていかれるのか、見解を伺います。

2 番目に、担い手農家が規模拡大を行いつつ効率的な経営を実現するためには、小規模農家や高齢農家等からゆだねられる農地を面的にまとめまして、担い手農家に貸し付ける取り組みが必要と考えられますが、この取り組みについて見解を伺います。

3 番目に、農地の有効利用を図るために「所有」を基本としましたこれまでの農地制度を改めまして、「利用」への再構築を目指したところが大きな特徴があるわけですが、本市の中で、これらの施策をどのように取り組んでいかれるのか、見解を伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（佐敷政紀君） 矢野議員の1点目、災害時要援護者の避難支援対策への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目及び2点目の避難支援への取り組みにつきましては、災害時の要援護者の避難支援対策を進めるためには、要援護者の範囲、名簿作成の方法や個人情報の取り扱い、どのような体制で名簿登録者を支援するかなどを事前に定め、市の役割と地域で取り組んでいただく役割を整理した上で、各自治会に働きかけてまいります。

また、市では要援護者の避難支援を担う健康福祉部と地域の自主防災組織等の関係部局

である市民部等が連携し、自治会の自衛組織や消防署などの協力を得ながら、地域ぐるみで災害に備えた支援体制づくりが図れるように進めてまいります。

また、実働訓練等につきましては、各自治会での自主防災訓練時にあわせて避難支援対策に取り組んでいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

3点目の養護施設での避難支援対策は、悠紀の里などの高齢者介護施設では、消防計画の中に防災対策も含み策定されており、法令に基づいて年2回の避難訓練時に実施され、そのうち1回は夜間想定訓練となっております。また、野洲ライオンズクラブとの防災協定を締結されており、防災備蓄品などの提供と非常時の救援活動支援が受けられることとなっております。

このことから、市では介護施設の防災対策を踏まえ、他の福祉施設との連携を図ることで避難支援がスムーズに行えるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方から、矢野議員の2点目の児童・生徒の安全・安心確保の取り組みに関するご質問のうち、地域児童見守りシステムの関係についてお答えいたします。

議員のご指摘にありますように「地域児童見守りシステムモデル事業」における16地方公共団体の事例集が公表になりまして、成果や課題が明らかにされており、当システムによる登下校時の安全確認や地域の防犯意識の向上などについての成果が見られるようでございます。

しかし、電子タグ活用システムにおきましては、ICタグの誤作動や認識漏れなどにより、かえって不安感を募らせるなど信頼性に対する疑問や課題があったり、危険通報を受けても保護者が対応できない状況があるなどの課題がございます。また、当システムは補完的なツールにすぎず、地域協力体制の確立や地域連携が必要不可欠になるなどが指摘されております。

また、携帯電話のGPS機能を活用したシステムにおきましては、技術的な制約による位置測定の精度の低下、児童に携帯電話を持たせることによるいじめの発生や、勉強への熱意の減退などへの不安から保護者の抵抗意識も根強く、保護者や児童への情報モラル教育や情報リテラシー教育の充実を図る必要性が求められております。さらには、通信費等の必要経費面で受益者負担を強いる部分があり、すべての保護者から理解を得るのが難し

いといった課題もあるようでございます。さらに、平成19年度の国のモデル事業以降、当制度を導入している団体が拡大してきているという状況が顕著ではなく、明確にその実効性について評価ができない状況にございます。

矢野議員からは、今般の経済危機対策でこのシステムを導入してはとのご提案でございますが、ただいま申し上げました課題や経済危機対策で対応します各種事業の優先度を総合的に判断しますと、もう少し慎重な対応が必要であり、このたびの経済危機対策によるシステム導入は見送りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（橋 俊明君） それでは、私の方から、2点目の通学路の安全対策の市民部に係ります今後につきましてお答えさせていただきます。

例を挙げていただきました3カ所の安心・安全の確保につきましては、信号機の設置が最善の手法と考えておりますが、信号機の設置につきましては、昨年度、滋賀県下で23基の信号機が設置されており、本年度も20基程度の設置予定と聞いており、大変厳しい設置状況となっております。

1番の北地先の交差点でございますけれども、これにつきましては長年にわたりまして地元から要望されている箇所でもございますし、2番の西河原北の交差点から六条の交差点につきましても交通量が非常に多いということでございます。そして、3番の高木地先の交差点につきましても、長年の地元の要望活動が実を結び、今回道路改良されまして、歩行者・自転車道が設置されたところでございます。これら3カ所につきましては、いずれも既に守山警察署に要望いたしております。市といたしましては、守山警察署に、引き続き信号機の設置要望と、横断歩道における歩行者妨害の取り締まり強化をお願いすると共に、広報等を通じて道路交通法の趣旨等を市民の方に啓発していきたいと考えております。

また、今後も自治会、老人会、中学校、小学校、幼稚園、保育園への交通安全教室を開催いたしまして、信号機のない横断歩道での横断の仕方等の交通指導に努めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、矢野議員の農地集積加速化事業と農地法改正に伴う対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の農地集積加速化事業の取り組みの進め方、及び2点目の農地を面的にまとめ、担い手農家に貸し付ける取り組みの進め方についてのご質問でございますけれども、農地集積加速化事業につきましては、議員ご指摘のように今国会において創設された事業であり、農振農用地区域内農地で利用権設定後において、同一の集積対象者、この場合は、集積対象者というのは認定農業者及び特定農業法人に限った形になっておりますが、こういう集積対象者により耕作される農地が1ヘクタール以上の面的まとまりがある場合に、農地の出し手、いわゆる農地の所有者に10アール当たり1万5,000円、最長5年間交付される事業であります。なお、この事業は全額国費事業でございます。

一方、今年度当初において創設されております「農地確保・利用支援事業」のうち、面的集積交付金というのがございまして、この集積対象者というのは、認定農業者、特定農業法人及び集落営農組織でございますけれども、1団地当たり1ヘクタール以上の集積を行った場合に、面積に応じて単価は異なりますけれども、最大10アール当たり1万6,000円を集積対象者または農地の出し手に単年度交付される仕組みでございます。この事業につきましては、市の負担として最大で10アール当たり3,500円負担することとなります。

この2つの事業は、交付対象者ですとか、あるいは交付対象要件に若干の違いはありますけれども、担い手への面的集積という面では類似した事業でございますけれども、同一農地ではどちらかの事業しか選択できないというふうになってございます。

また、農地集積加速化事業は借り手に集落営農組織が含まれておりませんが、今年度より市単独事業として3カ年実施を予定しております集落営農水稻生産協業経営促進事業におきまして、集落営農組織の育成強化と法人化移行促進を図ることを目指しているところでございまして、農地集積加速化事業のみを進めるということは、集落営農組織の崩壊も懸念されるところでございます。

担い手への面的集積は効率的な農業経営を行うには必要な事業と認識しておりますが、本市といたしましては、集落営農組織の農業経営を主体に施策を進めているところでもありまして、各地域での進んでいかれる農業経営方式にも違いがあるものというふうに考えておりますので、この事業の活動主体であるJA、あるいは農業者関係団体とも十分に話し合いながら面的集積を進め、集落営農組織の強化と認定農業者等の育成に努めてまいりたいと考えます。

3点目の農地制度の「所有」から「利用」への改めの施策の取り組みの進め方ござい

ますけれども、担い手農家、これは認定農業者とか特定農業法人、集落営農組織にとっては、農地を利用しやすくすることは必要であるというふうにも認識しておりまして、今回創設されている国の事業ですとか制度をフルに活用を図ると共に、市独自の施策として水稻生産協業経営促進事業におきまして集落営農組織の法人化移行への推進を図ることによりまして、持続可能な農業経営となるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、今回の農地法の改正により一般企業への利用も可能となるというふうに聞いておりますが、周辺農地等への環境に悪影響を及ぼさないような取り組みも必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） それでは、1番目の災害時の要援護者の支援につきましてですが、本市は本当にこれからの取り組みだと思っているわけですが、既に各自治会の中では優先的に取り組んでおられるところもあるように聞いておりますけれども、こういったところがわかれば一度回答していただきたいと思うわけですが。

それと、実働訓練でありますけれども、既に取り組んでおられるということで、養護施設については何か取り組んでおられるということなんですけれども、各自治会で防災訓練は行っているんですけれども、実際に支援をする方を把握されているというのがないので、こういった実働訓練はどのように自治会に周知されていくのか、この点もお伺いさせていただきます。

それと、養護施設におきましては、実際災害が起きた後に、例えば医療相談、また、その後のケア等も専門チームが必要になってくるわけですが、こういった相談体制、また、健康体制につきましての2次的な避難を要する場合の対策等どのように考えておられるのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

児童・生徒でございますけれども、実際、余り効果がないということでございまして、保護者が今、本当に携帯電話を持たせる一番の安全対策というのは、子どもがどこにいてるかというのが今知りたいので、今、保護者は家計の負担にもなっておるわけですが、携帯電話を持たせてあげられる。これのかわりには必ずなると思うんですね。それと、経済効果が地域で起きると考えておるわけですが、この辺の取り組みに対しましての見解をもう一度お伺いさせていただきます。

先ほどの通学路の安全・安心ですけれども、交通安全協会に言っていると言っているん

ですけれども、教育委員会としてはこの辺の訴えはどのようにされておるのか。実際、通学時間帯、また、登校・下校の時間帯を公安委員会に見ていただいて、本当に危険であるのは見たらわかると思うんですけれども、こういった訴えを今後どうされていくのか、その辺の見解も伺いたいと思います。

最後の集積化ですけれども、本当に今、実際、野菜、これは畑の場合ですけれども、今回の畑が1ヘクタールとかなると大変な事業にはなるかと思うわけですが、これからの野洲市の農業を考えた場合、畑にも注目していただきたいと思うわけですが。

小規模農業家の方とか、実際、高齢者の方が今働いておられるわけですが、例えば、野田の地先は畑がかなりあるわけですが、ものすごく細切れになっておりまして、実際に作業をされておられる方は高齢者、70過ぎの人の方が実際仕事をされていまして、「あと、どうするんや」ということを聞くと、「自分たちができなくなったらこのまま放棄地になる」ということであるわけですが、今回のこういった小規模農家とか、高齢者の跡取りの事業としてもこの農地加速化事業の取り組みをできないものか、この辺の工夫はどう考えておられるのか伺いたいと思います。

それと、関連だと思えますけど、耕作放棄地で畑が余り表に出てきていないわけですが、各在所、特に野田、吉川とか、小さい畑が、かなりあちこちで畑の空き地が耕作放棄地みたいになっているんですけれども、今、団塊の世代が、実際、畑をつくりたいというのが、野洲市内でもあちこち貸し農家でやっておられるんですけれども、こういった情報を提供していただいて、畑を借りたい方、また、貸したい方を行政側で取り持つことはできないものか、提案方々、そういった考えはないか、お伺いさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（佐敷政紀君） 矢野議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、自主防災組織の取り組みにつきましては、60の自治会で結成されておりまして、その中で、要援護者名簿を作成されている自治会も幾つか聞いております。しかし、要援護者の避難支援対策までの取り組みをされている自治会については把握はできていない状況でございます。

今後、名簿を作成いたしまして、災害時要援護者の方を交えた形で避難訓練等に取り組

んでいただけるよう、支援体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、要援護者名簿が整備できますと、平常時からの行政との連携や自分の役割をシミュレーションした形の防災訓練の中に活用できると考えております。

それと、養護施設の2次避難所の関係でございますけれど、2次避難を要する災害時要援護者についての受け入れについてでございますが、例えば、ぎおうの里におきましては、1次避難所については総合体育館を、2次避難所については現在定めていないところでございまして、今後、支援体制について検討を重ねる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 矢野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

教育委員会にかかわりましては2点あったと思います。

まず1点目が、子どもの位置確認の関係だと思います。

まず、効果がないという表現はさせていただいておりません。確かに効果はあると思えますけれども、その検証がもう少しできていないということで、時間が必要ではないかなというふうに考えてございます。特に、子どもの位置確認の関係では、保護者の方に一定の安心感を与えることもできますし、相当の効果はあるというふうに認識はしております。それから、経済効果の関係はもちろんおっしゃるとおりでございます。

それから、2点目の公安委員会に対する要望関係でございますけれども、学校での調整はもちろん教育委員会事務局としてさせてもらいますけれども、市の公安委員会関係の窓口が市民部となっておりますので、そちらとの協議をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、矢野議員の再質問にお答えを申し上げます。

特に、矢野議員の方は畑の放棄地の話に農地集積加速化事業は適用できないかということとございましたけれども、先ほど答弁で申し上げたとおり、1ヘクタール以上にまとめていくというような形でこの事業は適用になるということとございますので、この事業の適用自体は非常に難しいのかなというふうにも考えております。

ただ、あとは先ほど矢野議員からご紹介がありました農地法の改正というのは、いわゆ

る利用を促進していこうというところで、そういう耕作放棄になっているところをどういうふうに解消していくんだというところについて、これは要は行政の方にも当然その責務、そういったものは絡んでくるところにもなります。ですから、先ほど言われたような、畑が耕作放棄になっているとか、そういった情報提供をこちらの方としてもいたしまして、当然 J A の方が先ほどの農地集積加速化事業とかこういうような事業主体になりますので、そういうところとも連携を図りながら、そういう情報提供をしていきつつ、当然、そういう畑ですとかそういうものを利活用したいような方に、できるだけそういう情報を開示するという、その透明性を図っていくということが今回の改正の大きな趣旨だというふう考えております。

当然、我々の方でも、今も、先ほどの市民農園の関係で言えば、南櫻の方でも農園を貸し出しさせていただいて、そういうことで貸し出しもさせていただいているところでございますけれども、これからは、放棄地対策についても、行政、あるいは J A とか関係者の責務が問われてくるというふうになっておりますので、我々としても、当然それをどういうふうに運用していくかというのはこれからいろいろ行政側でも詰められる、ガイドライン等を示されることかと思っておりますけれども、そういうところに従いながら、我々の方としても利用を促進してまいりたいというふう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） それでは、最後ですけれども、市長に一言答えてほしいんですけども、2番目の児童・生徒の安心・安全のところでございますけれども、このほど総務省は地域児童見守りシステム事業という形で、子どもの安心・安全はもとよりですけども、こういった I C T を活用しました地域の活性化事業にもなるわけでございます、市長におかれましては、野洲市の地域活性化に対しての思いは、どんなふうな施策をしようとか、そういった点がもしあればお聞きしたいんです。これも1つの事業でございますけれども、こういった疲弊した経済の中で、市長の思いをお聞かせ願えればいかと思うんですけど、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

地域の活性化は、今回、政府の方で十数兆円の予算を組んでいただきまして、野洲市も

約2億5,100万円とっておりますし、あと、公共投資の裏打ちの予算が別途ございますので、これにつきましても可能な限り、特に教育施設等で充てられないかということで今検討しております。

やはり、こういう財政が厳しい中で、優先度の高いものから今進めておりますけれども、いわゆる待ちの事業、待っている事業がたくさんございます。常々申し上げますように、野洲市の場合は治水だとか道路だとかといった基盤整備、あと、駅関連の整備が待っておりますし、そして、やはり、安心して暮らしていただけるための学校の耐震化、あるいは建て替え等がございますので、そういったところに優先的に充てていきたい。ですから、たちまちの部分といいますか、中期的に見まして一番重要なのは、治水対策等が疎かにされていまして、駅前の祇王井川の周辺もそうですが、たちまちこの予算では付けられませんけれども、そういった治水対策、そして道路等に優先的に充てることによって、あとは民間が立地していただく、あるいは経済活性化をしていただくということかなと思っております。

先般もオムロンが竣工されまして、社長が来てくれましたので情報交換をいたしましたけれども、まさに同じことを言っておられまして、たちまちの製品云々というよりは、やはり基盤整備、あるいはまちがよいまちになることによって、社員、職員の方が働きたい、住みたいという環境をつくっていただきたいという要請でございましたので、そういった観点から今回の経済対策も活用させていただきたいというふうに思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第7号、第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄でございます。私は、野洲市発展のための今後の土地利用に対する考え方についてお伺いいたします。

世界同時不況は改善の兆しが見られない中、その影響の波をもろに受け、優良企業を多く持つ我が野洲市においても法人税の落ち込みが激しく、市は極めて厳しい財政状況にあります。

そうした中で、市では、「(仮称)集中改革プラン」、主な公共施設の検討に関する検討を掲げ、一層の行政コストの削減に取り組まれようとしております。それはそれとして重要であると思いますが、一方で、長い目で見ての野洲市の発展、また、にぎわいをつくり出すといった施策の積極的な展開も、こういった状況でありますので、特に必要かと思いません。

不況感、閉塞感が漂う中で、こうした攻めの施策の立案と行政コストの削減との相乗効果によって初めて、今日置かれている厳しい状況からの早期の脱出が可能となるのではないかと思います。

現在事務が進められている都市計画区域区分の見直し、すなわち線引きの見直しを、私はこの攻めの施策ととらえておりまして、期待を込めながら、極めて重要視しています。

さて、線引きの見直し、いわゆる市街化区域の拡大に対しての市民、団体からの期待の声は大きいものがありまして、私にも寄せられております。現在ではこの線引きの見直し区域の決定にあたっては、そこでの具体的な開発計画の現在における熟度が問われるというのを以前から聞いております。それは、市街化に編入しても、個々の地権者が開発に対して思い思いな考えを持っている場合は、区域全体の一括した開発が行われにくく、結果、多くのいわゆる空閑地が発生することとなり、市のまちづくりの上からも好ましいことではないという理由からです。

桜生や中畑、また市三宅での区画整理の実施、計画、また上屋地先での民間業者による住宅開発が市街化編入後速やかに立ち上がったことを見ても、こうした考え方は正しいのではないかと思います。

さて、そこで、3点にわたってお伺いいたします。

1つ目は、現在進めております都市計画区域区分の見直し、市街化区域の拡大にかかわる事務の進捗状況と、確定時期の見込みについてお伺いいたします。

2点目、市街化区域に編入しようとする区域における編入後の具体的な開発手法についての考え方について、地権者の意向の把握等も含めてお伺いいたします。

3点目、今回の見直しに際しての市としての基本的な目標、ねらい、理念などについてお伺いいたします。

以上3点です。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山中重樹君） それでは、中島議員のご質問にお答えをいたします。

昨今の厳しい財政状況の中、議員ご指摘のように、不況感あるいは閉塞感が漂う中、「攻めの施策」の立案と「行政コストの削減」という両刃の施策が必要なことに私も同感するところでございます。

その1つとして、安定的な税収を確保し、にぎわいのある野洲市を築き上げていくためには、市街化区域の拡大による土地の有効利用も必要であると考えております。この点に

関しましては、野洲市都市計画マスタープランにおきまして、野洲駅周辺等、市内の幾つかの地域を「長期的に市街化を検討する地域」として明示いたしております。

しかし、本市ではこれまで、ほ場整備事業に積極的に取り組んできたという経緯もございます。これらの地域のほとんどが農用地となっております。さらに、食糧自給率の向上など、国の農業施策の動向にも注視しなければならず、農業施策に対しては、今後ますます国の関与が厳しくなることも予想されます。

このように、早期の市街化区域の拡大に向けましてはさまざまな課題があると認識いたしております。

そこで、ご質問の1点目でございますが、今回の区域区分の見直し業務は、大津湖南域として区域区分の変更を行っていくもので、これまで、滋賀県で平成17年度、18年度において基礎調査、平成19年度には解析調査が実施されており、市では平成18年度に策定した野洲市都市計画マスタープランに沿った市の区域区分の見直し素案を平成20年度に県に提示したところでございます。

現在、県では、大津湖南各市から出された見直し区域素案を受けまして、基本的な土地利用転換方針について国の農政部門と協議を行っておりますが、まだ、大津湖南各市に大規模な空地があることから、本市の市街地の拡大も厳しい状況にあると聞いております。

今後、各市の施策や状況等を検証しながら平成22年度を目途に事務が進められていく予定であります。

2点目でございますけれども、市街化区域に編入する判断として、大津湖南としての広域的な観点と、計画の具体的な地域、手法、確実性が問われています。主な開発手法といたしましては、土地区画整理事業や民間の開発事業が考えられますが、今までに進めてきました組合施行等の区画整理手法には、財政的に非常に厳しいものがあり、総合的に検証する必要があると考えております。

今後は、民間の力を最大限に活かした整備手法等を取り入れた土地利用転換が必要で、その中で、市としては、優良な開発が進むよう地区計画や建築制限条例などを定め、良好な市街地形成を図るべきと考えております。

3点目の市の基本的な目標、ねらい、理念等についてのお尋ねでございますが、市の持続的な発展のためには、市街化区域の規模の適正化は必要であると考えております。中期的な視野に立ち、将来の宅地需要を踏まえた住宅地や工業地等の形成を図るための市街化区域の拡大と食料生産及び美しい田園風景を形成する基盤である農用地の保全との調和を

図り、市街化区域の拡大、あるいは市街化調整区域における地区計画の活用により、有効な土地利用を進めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回の土地利用に対する考え方は、私自身もいろいろと勉強させてもらったんですけども、間口が広いというんですか、ポイントのみならず再質問をさせていただきたいと思っております。

この1点目の回答はごもっともだと思っておりますが、ただいまの答えでは、空閑地が多いので、本市の今般の市街化区域への編入拡大は厳しいとのことでございますが、私の認識では、野洲市の大規模な空閑地の割合面積は、他市と比べて決して大きくないと思っておりますが、これが正しいのであれば、他市の状況に引きずられての拡大の厳しさということもありまして、少し納得がいかない感じがするわけでございます。

野洲市内の現在の空閑地、今も政策監がおっしゃいました1ヘクタール以上は現在どれぐらい、例えば何カ所、また面積がありますが、また、それらのこれからの具体的な開発への、ここが重要なポイントになるわけなんですけれども、指導、導き、市としての予定をお伺いしておきます。

2点目につきましては、地権者の意向の把握等の回答がなかったような気がいたします。先ほど素案を県へ提出しているとのことでしたが、その区域の土地所有者には、いつの段階でそこが候補地となっているのかを知らせるのか、周知するのか、編入後、具体的な開発行為を行うとするなら、編入段階で地権者の同意、賛同を得ておくことが必要と思いますが、その辺の考えはどうなっているのかお伺いしておきたい。地権者に反対されたらどうされるのかということになってくるわけでございます。

次に、企業誘致は市の財政の立て直しの面から特効薬となりまして、今般、先月、6月5日、竣工式が実施されまして、先ほども市長がおっしゃいましたが、オムロンや京セラの工場増設に対する期待は非常に大きいものがございまして、あわせて、増加するとなれば、現在も野洲駅は朝夕は混雑しておりますが、従業員が野洲市に定着すればもっとよいのではないかと思います。しかし、そのためには市内で必要量の有料な住宅を供給しなくてはならないのですが、現在、これを満たすべく、具体的な動き、計画等はあるのかないのか、この辺のところもお伺いしておきたいと思っております。

次に、以前に議会からも質問も出ておりました市三宅での区画整理、また、2つ目は西河原の特定保留区域、これは隣の藤下議員も以前質問されたと思いますが、それについての市としての考え方は、また私は詳しくは情報を得ておりませんが、3番目に、竹生地先で大規模な開発が計画されていると聞いておりますが、今後、これらに対する進めていく市の基本的な姿勢を伺っておきたいと思っております。

経済不況の真ただ中、具体的な進捗が現在は見られていないものの、本市では国が同意した指定区域を持つなど、今後の開発において一定の型を持っている企業誘致については、とりあえず置いておきたいと思っております。

いったい何であったのかという感がするわけでもございませませんが、これは19年の10月ですかね、野洲市は北口の45ヘクタール、篠原駅の110ヘクタール、経産省から指定されたわけでございます。それで、その当時、京都府は京丹後市だったと思っております。ちょっと余分になるんですけども、私は先日、京丹後市に電話を入れましたら、結構進んでおるわけですね。それで、本来は5年以内ですけども、1年延ばしてもらうんだというようなことをおっしゃってございまして、立地条件が違いますから、京丹後市と野洲市は。

以上、今4点ばかりお伺いいたしましたが、お答え願います。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山中重樹君） 中島議員の再質問にお答えします。かなり多くあったので、少し漏らす分があるかもわかりませんが、その辺はご理解いただきたいと思っております。

まず1点目の野洲市内の空閑地が少ないと思うけども、拡大できないのかと、こういうことでございませが、先ほどご説明申し上げましたように、大津湖南という都市計画区域全体の中でのことでございませるので、その辺の調整をされた中で、全体がまだ空閑地が多いということの中からのこういう話でございませ。

今、ちなみに、野洲市内で5ヘクタール以上の空閑地はございません。ですから、今、こちらで手元にある資料では、約2ヘクタール以上がおおむね野洲川の左岸、旭化成の前あたりに約4.4ヘクタールほどあります。あと、富波の電車基地の以北、ダイハツ付近でございませが、そこに約3ヘクタール、それから、小篠原の市役所の裏に約2.8ヘクタール、そして、あと、永原の滋賀銀行の周辺でございませが、あそこに少し、2ヘクタールほどございませ。そして、あと、村田製作所の、ここに書いてございませけど、その奥の方に、山手の方ですが、そこに約2.6ヘクタールというようなことで、5地区で約

15ヘクタールほど、まだ少し、大きく空閑地が残っていると、このように思っております。

そして、2点目につきましては、土地所有者の編入に対して、その辺、どういう意見を聞くのだと、こういうご質問だったと思うんですが、既に都市計画マスタープランについてはオープンにしております。ですから、その点につきましては、どこが今後市街化区域に拡大していくんだということについては、既に市民にはオープンになっているということで、ご意見を出していただけることも可能だと思っておりますし、もし具体的にここがいくらという話になりましたら、その次には、当然、整備手法も含めまして、もちろん協議をしていく必要があるとは思いますが、基本的にはマスタープランそのものが既にオープンになっておりますので、地権者の方については、ある程度この辺が今後拡大の要素があるということをご存知だと、このように考えております。

それから、3点目は従業員、先ほどもありましたが、オムロンなり京セラ、あるいは村田製作所の従業員さんの、企業誘致との絡みで、定住のご意見があったと思うんですが、その辺につきましては、当然、企業誘致と住宅というのは切っても切れないことですので、住宅供給が必要だと思っております。そういった意味では、旧の小林住宅の跡地の住宅、あるいは、今後開発されるであろう市三宅の土地等の区画整理とか、そういったところに一定の優良住宅を供給してもらえよう形に進めていってはどうかと、このように考えております。

そして、あと、4点目は、今現在ある区画整理なり、開発の2点か3点の市の姿勢といいますか、今後の市の姿勢というようなご質問があったと思うんですが、西河原の特定保留地の区画整理についての市の姿勢につきましては、地域で今現在、発起人会を立ち上げて、事業化の目処について検討中のございまして、今後、地権者の同意が得られれば事業化を図っていくというような予定になっております。

しかし、今後、今、先ほど言いました調整地の問題とか、あるいは市からの助成の問題等も、課題もありますし、また、今後、住宅の需要の問題と保留地の問題も絡みまして、その辺の問題の見極めも必要だというように思っております。

また、市三宅の東部区画整理事業につきましては、約3ヘクタールで34人の地権者がおられますが、ここにつきましては、今、組合設立に向けまして鋭意取り組みを進めておられるという状況でございます。

そして、竹生地先の開発につきましては、これは民間の開発でございますが、地元自治

会の方もできるだけ早く取り組んでほしいという要望もございますので、市としては開発指導という形での協議を現在進めておるといところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

都市計画マスタープランに沿ったということで、地権者、最終的にはこれがスムーズにいくかということの不安を持っておるわけでございます。野洲市の都市計画マスタープランに沿った市の区画区分の見直し素案を、昨年、県に提出されましたが、再質問させていただいた一部中身については、今も申し上げましたように疑念を持っておるところがあるわけでございます。答弁の内容を着実に進めていただきたい思いでございます。

最後に市長にお伺いしておきたいんですけども、私の質問の終わりということで、私の質問の考えが市長の考えと整合性があるのかないのかは別といたしましてお伺いいたします。

私は、基本的には、まちづくりにおいては市街化区域に編入して土地の利用転換を図っていくことがよいと思うのですが、一定の面積・規模を満たせず、住宅開発や企業誘致については調整区域のままでも施工できるわけでございます。このことと、今後の市の持続的な発展や活性化、にぎわいを目指す上での市街化区域への編入との兼ね合い、連動性をお伺いしておきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

本来、都市の整備といいますのは、都市計画法に基づいて、地域の実態を踏まえて計画的になされるべきものでありまして、先ほどもご指摘いただきました市の都市計画マスタープランに基づいて計画的に市街地の整備を図るといふふうになっています。

今回もそうですし、従来からも地区の見直しにあたってはマスタープランで市街化へ誘導する地域を検討の俎上に上げてもらっていましたが、すべて上げていたということで、すべて落ちてきているということで、これは余り合理性がございませんので、今回の検討にあたりましては、優先度をつけて提案しておりますが、先ほど部長が申し上げましたように、市内にも空閑地がありますし、大津湖南地域ではかなりの空閑地があります。特に、草津あたりにはまだありますので、私は冗談で草津が20万都市になるまで野洲の市街地

はふえないのではないかとっているわけですが、これでは困りますので、いろいろな手法を使いながら、やはり野洲という1つのまちが一体性を持った都市機能を備えるという観点から、いろいろな手法を使って整備が必要かなと思っています。

それと、そもそも言いますと、都市計画マスタープラン、これは先ほど部長が言いましたように、市民の方の了解をといますか、公表した上で作業を進めておりますけれども、それが本当に戦略的かどうかというところもありますが、それは既に策定されていますので、今申し上げましたように、市街化調整区域の地区計画等の制度がありますから、それを活用しながら野洲の基盤整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明10日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時53分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年6月9日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 原田 薫

署名議員 田中 栄太郎